

民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」の考え方(案)
に対する意見募集結果

2020年（令和2年）12月

総務省 情報流通行政局 地上放送課

「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」の考え方(案)」に対する意見募集で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2020年(令和2年)10月22日(木)~11月20日(金)

○ 意見提出数:68件(放送事業者等56件、個人12件)

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	株式会社熊本放送	12	株式会社エフエム東京	23	株式会社エフエムラジオ新潟
2	北陸放送株式会社	13	琉球放送株式会社	24	山形放送株式会社
3	株式会社STVラジオ	14	RKB毎日放送株式会社	25	株式会社アイビーシー岩手放送
4	株式会社南日本放送	15	西日本放送株式会社	26	株式会社文化放送
5	一般社団法人 日本民間放送連盟	16	株式会社山陰放送	27	静岡放送株式会社
6	東北放送株式会社	17	長崎放送株式会社	28	株式会社エフエムナックファイブ
7	南海放送株式会社	18	大阪放送株式会社	29	四国放送株式会社
8	青森放送株式会社	19	朝日放送ラジオ株式会社	30	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
9	株式会社ベイエフエム	20	信越放送株式会社	31	株式会社FM802
10	株式会社エフエム愛知	21	株式会社ニッポン放送	32	山口放送株式会社
11	株式会社エフエム大阪	22	横浜エフエム放送株式会社	33	株式会社TBSラジオ

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
34	札幌テレビ放送株式会社	50	株式会社毎日放送		
35	九州朝日放送株式会社	51	福井放送株式会社		
36	株式会社ラジオ沖縄	52	北日本放送株式会社		
37	株式会社和歌山放送	53	株式会社京都放送		
38	株式会社宮崎放送	54	株式会社ラジオ福島		
39	株式会社新潟放送	55	株式会社中国放送		
40	株式会社高知放送	56	デジタルコミュニティ放送協議会		
41	株式会社岐阜放送		個人(12件)		
42	株式会社エフエム高知				
43	静岡エフエム放送株式会社				
44	株式会社J-WAVE				
45	株式会社ラジオ関西				
46	株式会社TBSホールディングス				
47	株式会社CBCラジオ				
48	株式会社秋田放送				
49	株式会社大分放送				

民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」の考え方(案)

に対する意見及びこれに対する考え方

1. はじめに	
<p>意見 1-1</p> <p>● 「『実証実験』の開始までの間に関係者の意見等も踏まえ、柔軟に見直しを行っていく」としている点に賛同</p>	<p>考え方 1-1</p>
<p>○ 本案が「『実証実験』の開始までの間に関係者の意見等も踏まえ、柔軟に見直しを行っていく」としている点に賛成します。「実証実験」が円滑かつ効果的に実施されるためには、今回の意見募集で寄せられる意見や、今後実施される参加の意向調査の結果などを踏まえて、できる限り柔軟に対応いただくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 「基盤強化取りまとめ」の提言に基づき、AM放送事業者のおかれた経営環境をふまえ、早期に実証実験を開始することに関して賛成いたします。今後起こりうる、様々な技術革新のなかでFM放送事業者も含めたラジオ事業者全体の経営基盤の安定的な持続化のために、実態及び要望を十分に汲み上げていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ベイエフエム】</p>	
<p>○ 本案（民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」の考え方）に提案されている実証実験の具体案については実証実験の開始までの間に関係者の意見等も踏まえ、柔軟に見直しを行っていく、との点について賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	
<p>○ 全体としては、本年6月にまとめられた「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」に基づいた案であり、また「実証実験」の開始まで民放連や各局の意見を踏まえ、「柔軟に見直しを行っていく</p>	

<p>ものとする」という国民目線のスタンスに、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	
<p>○ 本案が「『実証実験』の開始までの間に関係者の意見も踏まえ、柔軟に見直しを行っていく」としている点に大いに賛同します。「実証実験」が円滑かつ効果的に実施されるためには、今回の意見募集で寄せられる意見や、今後実施される参加意向調査の結果などを踏まえて、できる限り柔軟に対応いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 本案が「『実証実験』の開始までの間に関係者の意見も踏まえ、柔軟に見直しを行っていく」としている点に賛成します。「実証実験」が円滑かつ効果的に実施されるためには、今回の意見募集で寄せられる意見や、今後実施される参加意向調査の結果などを踏まえて、できる限り柔軟に対応いただくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>2. 「実証実験」の位置付け</p>	
<p>意見 2-1</p> <p>● 事前周知や聴取者からの問い合わせへの対応など実証実験の実施に必要な取り組みについては、国が一定の役割を果たすことを要望</p>	<p>考え方 2-1</p>
<p>○ 「実証実験」は、国が主体となって実施する施策です。そのため、事前周知や聴取者からの問い合わせへの対応など実証実験の実施に必要な取り組みについては、国が一定の役割を果たしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 「実証実験」は国が主体となって実施する施策です。そのため、事前周知や聴取者からの問い合わせへの対応など「実証実験」の実施に必要な取り組みについては、国が一定の役割を果たしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	

<p>○ 「実証実験」は国が主体となって実施する施策です。「AM放送のFM転換等が受信者に大きな影響を及ぼす可能性を踏まえ」、「円滑かつ確実なFM放送への転換等を推進する」という実証実験の趣旨から、事前周知や聴取者からの問い合わせへの対応など「実証実験」の実施に必要な取り組みについては、国が一定の役割を果たしていただくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>○ 「実証実験」は、国が主体となって実施する施策です。そのため、事前周知や聴取者からの問い合わせへの対応など実証実験の実施に必要な取り組みについては、国が一定の役割を果たしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>	
<p>○ 総務省の考え方として、「各民間ラジオ放送事業者の経営判断として自主的に実施するものであり、そのために必要な制度整備を行うことが総務省の本来的な役割」とありますが、何故、総務省は「民間事業者の自主的な取り組み」という具合に「逃げの姿勢」なのでしょう。</p> <p>○ 令和3年度の予算では、「民放ラジオ難聴解消支援事業」として3.0億円が計上されていますが、毎年のように大規模災害が起きている昨今、急を要さない事業よりも、災害時には有用性が期待されるラジオ（既存のFM放送局およびコミュニティ放送局を含む）への必要な予算措置を直ちに講ずる必要性があると感じます。</p> <p>○ 形ばかり枠組みは作りましたので、あとはどうぞ自由に、仮にFMに転換して経営破綻しても、自主判断ですから総務省は知りませんよという、どこかしら他人事のようなスタンスなのは、制度設計した総務省として、あまりにも無責任ではないでしょうか。</p> <p>○ 「AM放送の廃止」は、海外諸国との駆け引きも生じる問題であり、日本の大きな転換点となり得る一大プロジェクトなので、民間に丸投げではなく、国としてもっと大きく関わった上で、最終的に制度設計した責任を持つ必要があるのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 2-2</p>	<p>考え方 2-2</p>

<p>● 実証実験は FM 転換の問題点の洗い出しや聴取者への周知として有意義</p>	
<p>○ 円滑かつ確実に FM 転換を行うためには、停波実験により問題点や課題を洗い出すことは必要不可欠と考えます。停波実験は、AM ラジオの受信実態を詳細に把握し、円滑に FM 転換が図れるかどうかを見極めることや受信者の理解を得ながら FM へ誘導することも目的の一つであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ これまでラジオは地域情報や娯楽の提供や非常災害時の災害報道および避難情報のきめ細やかな提供など地域に密着したメディアとして長年親しまれてきました。AM 放送を FM 放送へ転換等するにあたり、その影響を実証実験において事前に検証することは問題点を洗い出すだけでなく、聴取者に対して制度整備について広くお知らせすることができる効果的な機会となり、実験に参加した事業者のみならず他事業者に対しても非常に意義のあることだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB 毎日放送株式会社】</p>	
<p>○ 国が FM 転換の実証実験を行うことは、視聴者保護の観点からも有意義なことだと考えるので、賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	
<p>3. 想定スケジュール</p>	
<p>意見 3-1</p> <p>● 第 2 次「実証実験」の実施時期は、ある程度の幅を持たせて参加事業者が選択出来るように要望</p>	<p>考え方 3-1</p>
<p>○ 第 2 次「実証実験」は 2025 年頃と記載されていますが、参加事業者にある程度の幅を持たせて（例えば、2025 年から 2027 年の間）実施する時期を選択出来る様に要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>実証実験の実施時期は柔軟に選択できるよう検討しております。</p>
<p>4. 「実証実験」の実施に係る要件と制度的な考え方の整理</p> <p>【基本方針】</p>	

<p>意見 4-1</p> <p>● 基本方針は適切</p>	<p>考え方 4-1</p>
<p>○ 「国の政策としてすべてのAM放送事業者に対してFM転換を求めるものではなく、転換時期についても画一的に定めるものではない」との基本方針は、当連盟が昨年3月に「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」に対して行った要望に合致するものであり、適切です。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 適切だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ沖縄】</p>	
<p>意見 4-2</p> <p>● 本件の実証実験のみならず、その後のメディアの役割を見据えた制度整備と財政支援を希望</p>	<p>考え方 4-2</p>
<p>○ 「AM放送のFM放送への転換は、単純に現在AM波で放送されている放送コンテンツをFM波で放送するものであることから、制度改革については、これに必要なものに限定することとする。」とあります。</p> <p>実証実験に限ればこのような方針になると思いますが、私どもはAM放送のFM放送への転換は、単なる伝送路の変更でないと考えております。</p> <p>○ FM化によりラジオは、電波または通信サービスにより国内普及率が85%を超えるスマートフォンで聴取することが可能となり、災害時の情報提供など国土強靱化に寄与するメディアとしての役割は、更に大きくなります。</p> <p>○ 本件の実証実験のみならず、その後のメディアの役割を見据えた制度整備と財政支援を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山陰放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の放送行政の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>(1) 「実証実験」の実施に係る要件</p>	
<p>意見 4-3</p>	<p>考え方 4-3</p>

<p>● 実証実験の実施に係る各要件に関しては、各社の要望などを考慮するよう希望</p>	
<p>○ 実証実験の実施に係る各要件に関しては、各地域の地理的、地形的な状況が異なり、また経営状況や経営方針も異なるため、実施にあたっては各社の要望などを考慮して頂くよう希望します。 【静岡放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、実証実験の実施に当たっては、各社の事情等を考慮して柔軟に対応させていただきます。</p>
<p>① 「実証実験」のテーマ</p>	
<p>② 期間</p>	
<p>意見 4-4</p> <p>● 実証実験の期間を明確に区切り、その中で得られた技術的課題、聴取者影響度等のデータ分析を行い、丁寧なFM転換と制度整備を行うことを要望</p>	<p>考え方 4-4</p>
<p>○ 実証実験に関して、技術的観点を中心課題として実施することは賛成ですが、「AM放送停波の継続の可否を判断し、大きな問題が継続して起きなければ、実証実験後もそのままAM放送を停波することとする。」とある点に対して、FM転換の制度が未整備のままの実証実験後の停波継続は聴取者並びに放送事業者に混乱を与えることにならないか危惧いたします。</p> <p>○ 実証実験の期間を明確に区切り、その中で得られた技術的課題、聴取者影響度等のデータ分析を行い、丁寧なFM転換と制度整備を行っていただくことを要望いたします。 【株式会社ベイエフエム】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-5</p> <p>● 実証実験の検証結果や実験成果を共有することに賛同</p>	<p>考え方 4-5</p>
<p>○ 地方は多様性に富んでおり、実証実験の過程では地域の規模・特性等々に依拠した様々な課題が浮上することも考えられます。こうした中、それらの検証結果や実験の成果を共有するとしたことは、個々の事業者にとって幅広い参考事例を学べる点で非常に心強い施策であり、大いに賛同します。 【福井放送株式会社】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>

<p>意見 4-6</p> <p>● 実証実験を希望する局において、段階的に停波する時間帯の変更や、時間を増やす方法で実施できないかを要望</p>	<p>考え方 4-6</p>
<p>○ 実証実験を希望する局において、段階的に停波する時間帯の変更や、時間を増やす方法で実施できないかを要望する。</p> <p>○ 例えば、最初は平日の夜間のみ、次に休日の夜間のみ、続いて平日の日中と夜間、最後にすべての時間帯を停波するなどの方法で実施する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮崎放送】</p>	<p>「②期間」における「その期間中は AM 放送を停波」は、期間中ずっと停波する意味にも解釈できることから、段階的減力等の柔軟な停波も可能とするため、「その期間中に AM 放送を停波」に修正いたします。</p> <p>なお、御意見にありました期間中に停波と再開を繰り返す方法については、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-7</p> <p>● 視聴者に混乱を与えないような対応ができるよう、実験期間中の実験内容は画一的とならないように希望</p> <p>○ 要件の通り、実証実験の期間を定めて行うことは重要です。実施期間中は AM 放送を停波するだけでなく、AM 放送を停波して FM 放送へ転換する旨の告知やお問い合わせの連絡先等を繰り返し送出できるようにするなど、視聴者に混乱を与えないような対応ができるよう、実験期間中の実験内容は画一的とならないように希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB 毎日放送株式会社】</p>	<p>考え方 4-7</p> <p>頂いた御意見も踏まえ、実証実験の実施内容について、柔軟に対応させていただきます。</p>
<p>③ あまねく努力義務</p>	
<p>意見 4-8</p> <p>● 「ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考え方に賛同</p>	<p>考え方 4-8</p>
<p>○ FM 中継局の開設は、設備投資により経営の負担が増えるばかりでなく、AM と FM との電波伝搬の違</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>

<p>いによるエリアカバー率の低下が予想され、FM 放送で現 AM 放送と同程度の世帯・カバー率を維持することは困難な状況です。この点を考慮された“ある程度世帯・カバー率が低下することはやむを得ない”という考え方に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>	
<p>○ 考え方として、概ね賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	
<p>○ 本案では、「AM 放送時の世帯・エリアカバー率を最大限維持できるよう、FM 中継局等の整備を進めることが求められるが、ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむをえない」という考え方が示されています。放送法 92 条の「放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする」という努力義務規定を踏まえた上で、経営基盤の強化が大きな課題となっている民放地方局の財政的な負担や周波数の特性による技術的な限界などを考慮した判断と受け止めており、概ね賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ 「約 90%を概ね満たすことを要因とする」と言及いただき放送事業者の負担軽減に理解を頂いた点に敬意を表したい。一方で、放送事業者は 100%カバーを目指す責任も認識しており、島嶼県である沖縄県では災害情報取得のラジオ依存度も高い。その実現のための中継局整備等の際には公的な支援を希望したい。</p> <p style="text-align: right;">【琉球放送株式会社】</p>	
<p>○ 概ね意見に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ 概ね賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	
<p>○ 「AM 放送の停波・FM 放送への転換を行う各民間ラジオ放送事業者においては、ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考えに賛同</p>	

【株式会社ニッポン放送】
<p>○ 「AM 放送の停波・FM 放送への転換を行う各民間ラジオ放送事業者においては、ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考えに賛同します。</p> <p>○ AM 電波と FM 電波の伝搬特性の違いから、AM 放送のエリアの全てを FM 放送でカバーするためには相当数の中継局の置局が必要になるものと考えられ、現状の AM ラジオ事業者の経営状態に鑑みると、現実的に厳しい状況です。</p>
【株式会社文化放送】
<p>○ 「AM 放送の停波・FM 放送への転換を行う各民間ラジオ放送事業者においては、（中略）ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考えに賛同します。</p>
【株式会社TBSラジオ】
<p>○ 「AM 放送の停波・FM 放送への転換を行う各民間ラジオ放送事業者においては、ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考えに賛同</p>
【株式会社和歌山放送】
<p>○ 概ね賛同します。</p>
【株式会社岐阜放送】
<p>○ 「AM 放送の停波・FM 放送への転換を行う各民間ラジオ放送事業者においては、（中略）ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考え方に賛同します。</p>
【株式会社TBSホールディングス】
<p>○ 概ね賛同します。</p>
【株式会社CBCラジオ】
<p>○ 概ね賛同します。</p>
【株式会社毎日放送】
<p>○ 「実証実験」の実施要件にある③あまねく努力義務に関しまして AM 放送局の実情をご理解いただいております。内容に賛同いたします。</p>

<p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p> <p>○ 「ある程度、エリアカバー率が低下することはやむを得ない」と、理解を示していただいております、賛同します。</p> <p>○ 広島県の山間部の比率は約 75%と全国平均よりも高く、AM と FM の周波数の特性の違いから、AM のエリアを全て FM 中継局でカバーすることは、経営状況に大きく影響します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>意見 4-9</p> <p>● 「ある程度世帯・エリアカバー率が低下することはやむを得ない」との考え方に反対</p>	<p>考え方 4-9</p>
<p>○ 私は、「AM 廃止に伴いある程度世帯・エリアカバー率が低下する事はやむを得ないと考える」という点に関して特に反対である。</p> <p>○ ラジオは他のデバイスを用いるメディアに比べて比較的安価で手に入り、受信料の支払いも無いことから、ラジオによって情報を得られる環境というのはかなり重要なのではないかと思う。特に、地方ラジオ局があることによってその地域の災害情報や交通情報を簡単に入手できることはラジオ持つ大きな役割だと思う。AM 放送の廃止に伴ってエリアカバー率が下がることによって、AM と併用して FM 保管放送や既存の FM 設備を持つ局においてもかなりカバー率が低下してしまうこともあり得るだろう。</p> <p>○ また、FM を転換する時期を定めるのであれば放送局に FM の機器を整備するのにかかる費用への補助金などを出し、これまでと変わらないエリアをカバーできるようにする必要があるのでは無かろうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「i)世帯カバー」において、「現在FM波のみにより放送を行っている地上民間放送事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件」としており、世帯カバー率が著しく低下することを防ぎ、聴取者へ大きな影響がでないように配慮しております。</p>
<p>意見 4-10</p> <p>● 世帯カバー率について、地域ごとの地形的事情に応じた柔軟な対応を要望</p>	<p>考え方 4-10</p>
<p>○ 地上民間放送事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件とすることが適当とあるが、世帯カバー率90%を満たすべく中継局の置局を進めることがローカルラジオ放送</p>	<p>地域毎の地形的事情を配慮するため、「約90%を概ね満たすこと」を要件としており、</p>

<p>事業者の経営を圧迫することにも繋がりがねないことから、地域ごとの地形的事情に応じた柔軟な対応を望む。</p> <p style="text-align: right;">【北陸放送株式会社】</p>	<p>実証実験の実施に当っては、各社の事情等を考慮して柔軟に対応させていただきま</p> <p>す。</p>
<p>○ 民放FMの世帯カバー率の平均値は90%とあるが、あくまでも基準値であり、全国一律に定めるのではなく、地域ごとの状況に応じた柔軟な対応を望む。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p>	
<p>○ FM単営社の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことが要件となっていますが、地形等の影響により、世帯カバー率は地域差があると考えます。「約90%を概ね満たす」はあくまでも基準値として、実際の運用では地域ごとの状況に応じた柔軟な対応を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	
<p>○ 各社が置かれているエリアの地理的状況、経営状況や経営方針は社により異なり一律ではありません。「実証実験」の実施に係る各要件に関しては、各社の意見や要望を十分に汲み上げていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	
<p>○ AMとFMの伝搬特性の違いから、AMエリアを全てFM中継局でカバーすることは、AM社の経営状況を鑑みると現実的に厳しいです。</p> <p>○ 既設民放FM事業者の世帯カバー率の平均値は約90%ですが、あくまで基準値であり地域ごとの状況に応じた柔軟な対応を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【東北放送株式会社】</p>	
<p>○ AMとFMの伝搬特性の違いからAMのエリアを全てFM中継局でカバーすることは、AM民放事業者の経営状況に鑑みると現実的に厳しいと考えます。</p> <p>○ FM民放事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件に挙げていますが、あくまでも基準値であり、それぞれの地域に応じた柔軟な対応を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	

<p>○ 伝搬特性の関係からAM波とFM波のエリアカバー率を同一にすることは、現在の経営状態では難しい状況です。</p> <p>○ 民放FMの平均値は90%であるが、あくまでも基準値であり地域毎の状況に応じた柔軟な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ AMとFMの伝搬特性の違いからのAMエリアを全てFM中継局でカバーすることは、当社をはじめ多くのAM社の経営状況を鑑みると現実的に厳しい状況です。</p> <p>○ 世帯カバー率は約90%を満たすことが要件とのことですが、あくまでも基準値であるということで、地域ごとの状況に応じた柔軟な対応を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山陰放送】</p>	
<p>○ FMの放送波はAM放送波よりも伝搬特性が悪いため、法定電界だけで考えると不利であります。そのことを踏まえた上で、世帯カバー90%の基準値を目指すものの、地形的条件又は法定電界の設定値（昔の設定のまま）などの関係でわずかに満たされないような場合においては柔軟な対応をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>○ AM放送をFM放送へ転換するにあたり、電波の伝搬特性および地理的な要素からFM中継局で同等のカバー率を達成するのは現実的ではない。カバー率の柔軟な対応と配慮を希望する。</p> <p>○ AM放送と違ってFM放送では、明らかにサービスエリアが狭くなる、特に、広域FM放送ではサービスエリアが広いため中継局が大幅に増える恐れがあり、あまねく努力義務について柔軟な対応や配慮を希望する。中継局が多くなりすぎると、経営効率化のためのFM放送転換だったはずが、経営悪化の原因へ変わるのではないかと、危惧している。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	
<p>○ 概ね賛同する。</p> <p>○ 但し、広域のFM放送はこれまでになかった概念であり、電波の伝搬特性や地理的要素を鑑みて</p>	

<p>も、FM 補完局の転換やFM 中継局の新設で同等の世帯カバー率を達成するのは極めて困難であり、世帯カバー率は、段階的に達成すべき努力目標とされるのが妥当である。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<p>○ 民放FM局の平均値を基準値としていますが、地形等により地域により状況は異なるため、全国一律の基準ではなく地域に応じた柔軟な対応を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	
<p>○ AM 電波と FM 電波の伝搬特性の違いから、AM 放送のエリアの全てを FM 放送でカバーするためには相当数の中継局の置局が必要になるものと考えられ、現状の AM ラジオ事業者の経営状態に鑑みると、これら中継局の設置ならびに維持は著しく困難と言わざるを言えない</p> <p>○ 一方で、一定以上の世帯カバー率の減少は、聴取者保護の観点からはもちろん、広告事業の観点からも、媒体としての価値の低下を招くことになりかねない</p> <p>○ これらを加味した上での一つの基準として、「現在 FM 波のみにより放送を行っている地上民間放送事業者の世帯カバー率の平均値である約 90%を概ね満たすことを要件とすることが適当」とする考えには大いに賛同するとともに、実際の要件適用に際しては、地域毎の状況に応じた柔軟な判断がなされることを併せて要望したい</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ 聴取者のことを考慮すると、世帯カバー率は高いほうが望ましいが、地形的に困難な地域もあることから、同一放送区域内の既存 FM 局と同等のカバー率という基準も考慮していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	
<p>○ 「現在 FM 波のみにより放送を行っている地上民間放送事業者の世帯カバー率の平均値である約 90%を概ね満たすことを要件とすることが適当」とする考えには賛同できますが、実際の要件適用に際しては、地域毎の状況に応じた柔軟な対等、判断がなされることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ 世帯カバー率の基準となる 90%という数値については AM と FM の伝搬特性の違いや、上記した地理</p>	

<p>的、地形的な案件を加味し、地域の状況に応じた柔軟な対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	
<p>○ AM電波とFM電波の周波数が大きく異なることから、現状のAM放送エリアをFM電波でカバーするためには相応の送信局配置をしなければなりません。経営的に厳しい現在の状況を考えると、FM事業者の平均世帯カバー90%を確保することは現実的に厳しい場合があります。世帯カバーに関してはそれぞれの地域特性も勘案して柔軟な対応をしていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ 「世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件」とありますが、世帯カバー率については、各地域の状況を考慮した柔軟な対応を要望します</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
<p>○ 一つの基準として「現在FM波のみにより放送を行っている地上民間放送事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件とすることが適当」とする考えにも賛同するとともに、実際の要件適用に際しては、地域毎の状況に応じた柔軟な判断がなされることを併せて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 民放FMの世帯カバー率の平均値は90%とありますが、あくまでも全国平均の値であり、北海道の既存FM局には世帯カバー率が平均値に達していない局も存在します。全国一律ではなく、地域ごとの状況に応じた柔軟な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ 離島県を考慮した柔軟な対応を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ沖縄】</p>	
<p>○ AM放送のエリアの全てをFM放送でカバーするためには、現状の経営状態に鑑みると、中継局の設置ならびに維持は著しく困難と言わざるを言えない</p> <p>○ また、世帯カバーの定義が曖昧であり、弊社がこの条件を満たす可能性が低いと、山間部などの</p>	

<p>条件が悪いところは別途設定することを要望したい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社和歌山放送】</p>	
<p>○ 民放FMの平均値である約90%概ね満たす事とあるが、あくまでも平均値であり、地形等の事情により地域毎に世帯カバーも異なるため、地域毎の状況に応じた柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	
<p>○ 一つの基準として「現在FM波のみにより放送を行っている地上民間放送事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たすことを要件とすることが適当」とする考えに賛同するとともに、実際の要件適用に際しては、地域毎の状況に応じた柔軟な判断がなされることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>○ 世帯カバー率は約90%を概ね満たすことを要件とされていますが、弊社のサービスエリアは地形的に山地が多く、世帯数の少ない地域が分散しており、90%のカバーを行うには、非常に多くの中継局を必要とします。多くの中継局の置局は弊社の経営状況を鑑みると非常に厳しく、地域ごとの状況に応じた柔軟な対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	
<p>○ FMはAMと比較して伝搬しづらい特性があるため、AMのエリアのすべてをFM中継局でカバーすることは、AM社の経営状況を鑑みると現実的ではありません。</p> <p>○ 民放FMの平均値は90%ですが、あくまでも平均値であり、各地域ごとの地理的条件等を勘案した柔軟な対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
<p>○ 世帯カバー率の要件を「既存FM局の平均値の約90%を概ね満たす」としたことは、AM波とFM波の周波数特性による技術的限界を認識しつつ、多メディア時代のラジオの聴取実態や広告市場の現況等々を踏まえながら基盤強化を図る点で、極めて現実的な判断と認識します。ただし、地方は多様性に富んでいるため柔軟な対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	

<p>○ 現在 FM 波のみにより放送を行っている地上民間放送事業者の平均値である約 90%を概ね満たすことを要件としているが、全てをFM中継局の置局でカバーすることは、設備投資等の負担が大きく、現在の経営状況からは厳しいと言わざるを得ない。要件については地域の特性を考慮した柔軟な対応を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ AM と FM の周波数と電波伝搬特性の違いから AM 放送時の放送エリアを FM 中継局で整備を進めるには、新たな設備投資が発生します。経営状況を鑑みると現実的に大変厳しい状況です。</p> <p>○ 福島県は来年 3 月に 10 年目を迎える東日本大震災以後、原発災害により住民避難が続いています。避難地域では徐々に住民の帰還が進んでおりますが、1日に数千人の原発作業員が働く浜通り地区では放送エリア内の聴取者数（世帯数）は日々変化しております。</p> <p>○ 地域状況を理解いただき柔軟な対応を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p>	
<p>意見 4-11</p> <p>● 将来的な通信技術の革新により輻輳・遅延が払拭された場合、radiko などのインターネット配信による代替が適切に見直されることを要望</p>	<p>考え方 4-11</p>
<p>○ radiko などのインターネット配信による代替は現時点では対象外となることはやむを得ないとしても、将来において 5G 導入など通信技術の革新により輻輳・遅延が払拭される可能性も考慮して適宜見直されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>○ AM も FM もエリア外となる聴取者に対しては radiko 等のインターネット配信による代替策が現実的である。インターネット配信による輻輳・遅延の課題は、今後の技術革新により、払拭される可能性もあることから、適切に見直される事を望む。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p>	
<p>○ radiko 等のインターネット配信による代替は現時点では対象外となる事は止むを得ないとしても、</p>	

<p>将来、5Gなどの通信技術の革新により、輻輳・遅延が払拭される状況になった場合は、適切に見直されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	
<p>○ 「輻輳・遅延等が避けられず、放送品質の確保が保証されない現在のradiko等のインターネット配信サービスは対象外とすることが適当である」との記載がありますが、現時点では止むを得ないと考えますが、将来の5G導入など通信技術の革新により、輻輳・遅延が解決される可能性も考慮して、適切に見直されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【東北放送株式会社】</p>	
<p>○ radiko等のインターネット配信サービスによる代替を対象外とする措置は現時点ではやむを得ないものの、将来的にICT技術の進展により、輻輳・遅延が払拭される可能性も踏まえ、適切に見直されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	
<p>○ radiko等のインターネット配信による代替が現時点で対象外となることは止むを得ないにしても、将来において5G導入など通信技術の革新により、輻輳・遅延が払しょくされる可能性も考慮して適切に見直しが行われるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ radiko等のインターネット配信での代替については、新しい通信技術等により安定して配信出来る様になった場合は、見直しを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ 「現在のradiko等のインターネット配信サービスによる代替は対象外とすることが適当である。」とのことですが、将来、放送品質の確保が保証されるインターネット配信サービスが開始された場合、それをFM放送の代替手段として認めていただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山陰放送】</p>	
<p>○ ラジコ等のインターネット配信はカバー率の対象外でとっていますが、5G導入など通信技術の</p>	

<p>革新により、いずれは見直されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>○ radiko 等のインターネットを利用したサービスも、遅延や輻輳の問題が改善した時には、世帯カバー数に含められるように要望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	
<p>○ radiko をはじめとするインターネット配信が輻輳や遅延の問題を一定程度解消できた場合には、これをサービスエリアに含められるよう希望する。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<p>○ radiko 等のインターネット配信による代替手段は、現時点では対象外となる事は止むを得ないと考えますが、将来は5G等の通信技術の進歩により、輻輳・遅延等の課題が解決される可能性も考慮し、適宜に見直しが行われることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	
<p>○ インターネット配信サービスによる代替については、現時点で対象外とすることは止むを得ないとしても、近い将来の5G導入等により通信ネットワークにおける輻輳・遅延等への懸念が払拭される可能性も大いにあることから、適切な時期に見直されることを要望したい</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ 「radiko」等のインターネット配信による代替は現時点では対象外としても、将来的に通信技術の革新等により輻輳・遅延の問題が解決された場合は見直しが行われることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【山形放送株式会社】</p>	
<p>○ radiko 等インターネット配信サービスによる代替を対象外にすることについては、近い将来の5G普及や更なる技術革新等により通信ネットワークにおける輻輳・遅延等への懸念が払拭される可能性も大いにあることから、適切な時期に見直されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ radiko 等インターネット配信の扱いについては将来的に5G技術などにより遅延が改善される状況</p>	

<p>も考慮して随時見直されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	
<p>○ 実証実験の考え方（案）においては、「現在の radiko 等のインターネット配信サービスによる代替は対象外」とあります。</p> <p>○ インターネット配信サービスに係る技術の進展、同サービスの普及状況や利用の実態等を踏まえ、放送区域内及び放送区域外の補完的な情報伝達手段として、radiko 等のインターネット配信サービスを制度的に位置づけていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエムナックファイブ】</p>	
<p>○ 現在の radiko 等のインターネット配信については、今後の技術的な進展も考慮し、適切に見直しを継続されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ 「現在の radiko 等のインターネット配信サービスによる代替は対象外」は止むを得ないとしても、近い将来の 5G 導入等により通信ネットワークにおける輻輳・遅延等への懸念が払拭されるケースも予想されることから、適切な時期に見直されることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS ラジオ】</p>	
<p>○ 放送波の届かない地域となる聴取者に対してはスマートフォンの普及度を鑑みて、radiko 等、インターネット配信による代替策が現実的と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ インターネット配信サービスによる代替については、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社和歌山放送】</p>	
<p>○ radiko 等のインターネット配信による代替は、現時点では対象外となる事は止むを得ないとしても、将来において 5G 導入など通信技術の革新により、輻輳・遅延が払拭される可能性も考慮して適切に見直される事を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮崎放送】</p>	

<p>○ radiko等のインターネット配信サービスによる代替は対象外とするとなっておりますが、今後5Gの導入などにより通信技術が向上され、輻輳・遅延等の問題も解消される可能性も考慮して見直しがされていくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社岐阜放送】</p>	
<p>○ 「輻輳・遅延が避けられず、放送品質の確保が保証されない現在のradiko等のインターネット配信サービスによる代替は対象外」の部分は、現状において止むを得ないとしても、近い将来のネットワークインフラの更なる整備・高度化等により、安定した聴取環境が整う可能性もあり、その時の聴取者の聴取実態も合わせ、適切な時期に再検討いただくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>○ 現在のradiko等のインターネット配信サービスが、放送の代替とならないことは妥当であると考えます。しかし、将来において通信技術の革新により輻輳・遅延が払拭される可能性も考慮し、適切な時期に見直しを行うことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>	
<p>○ radiko等のインターネット配信による代替は、現時点では対象外となることは止むを得ませんが、将来において通信技術の革新により、現在の輻輳・遅延等の問題が払拭され、放送品質が確保される可能性も考慮し、(世帯カバー率を上げるためのひとつの代替手段として)状況に応じて適切に見直されることを含めていただけますよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社秋田放送】</p>	
<p>○ 今回CATVによる再放送も対象として認められる点は評価できますが、将来的にはradiko等のインターネット配信による代替なども認めて頂けるよう、適宜見直しを行って頂けるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p>	
<p>○ radiko等のインターネット配信による代替は、現時点では対象外となることは止むを得ないとしても、将来において5Gなどの通信技術の革新により、輻輳・遅延の懸念が払拭される可能性も考慮して、適切に見直しをしていただくことを要望します。</p>	

<p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
<p>○ 輻輳・遅延が避けられない現行の radiko 等のインターネット配信サービスは対象外となっておりますが、通信技術は飛躍的な進歩を続けており、配信サービスの利用者も増え続けるものと予想されます。このため、今後の状況の変化に応じた検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>○ インターネット配信による代替が現時点ではエリア対象外とされているが、将来の通信技術の革新により、輻輳・遅延が払拭される可能性も考慮して適切に見直しが行われることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ リスナーから AM 放送の難聴で申し出があった際は代替の聴取方法として Radiko やインターネット配信を紹介しておりました。現状では通信に輻輳や遅延が発生していることは止むを得ないことですが、将来的に 5G など通信技術の革新により、これら障害が払拭される可能性を考慮し、今後は適切に見直しされる事を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p>	
<p>○ 「radiko等のインターネット配信サービスによる代替は対象外とすることが適当」としてはいますが、ラジオの役割を維持するためには、通信網を活用するしか有効な策はないのではないのでしょうか？将来的には、通信技術の革新により、輻輳、遅延が払拭される可能性もあり、radikoの有用性を公的にも再定義していただくことを要望します。</p> <p>○ なお、通信網の強靱化についても総務省として積極的に取り組まれることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>意見 4-12</p> <p>● radiko 等のインターネット配信を電波カバーの補完的な役割としては認めるべき</p>	<p>考え方 4-12</p>
<p>○ radiko 等のインターネット配信は、代替として対象外とあるが、現時点においても難聴対策に貢献しており、電波カバーの補完的な役割としては認めるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	<p>インターネット配信サービスによる代替が難聴対策に貢献していることは承知しておりますが、現在の技術では輻輳・遅延</p>

	等が避けられず、放送波と同等の品質の確保が保証されないことから、世帯カバーの対象外が適当と考えます。
意見 4-13 ● 世帯カバー率にケーブルテレビによる再放送も対象として加えることに賛同	考え方 4-13
○ 世帯カバー率にケーブルテレビによる再放送も対象として加えることが可能、との考え方には賛同する。 【株式会社京都放送】	基本的に賛同の御意見として承ります。
意見 4-14 ● コミュニティチャンネルデータ放送利用も含めて勘案する旨の明示を要望	考え方 4-14
○ 現行ケーブルテレビでは、ア>AM放送をFM周波数に変換するなどして、家庭内でケーブル（アンテナ）線に接続された「コンポ」などのオーディオ機器で受信して聴くものと、イ>J:COMなどのケーブル事業者がコミュニティチャンネルのデータ放送コンテンツの一つとして（当社やTBS・QR・LF等の）AMラジオの音声を再放送しているものの2種類があります。ア>については、コンポなどの機器が使われなくなったため、実際の利用率が極めて低いことがケーブル事業者へのヒアリングから判明しています。世帯カバーの手段として許容されているケーブルテレビの再放送について、イ)のコミュニティチャンネルデータ放送利用も含めて勘案する旨の明示を要望します。 【株式会社毎日放送】	ケーブルテレビによる再放送の方法は複数存在すると承知しており、各社の事情に応じて柔軟に選択できるようにする観点から、特定の手法を明示する修正は不要と考えます。
意見 4-15 ● 既存FMラジオ放送事業者についても、放送品質が確保されるケーブルテレビでの再放送を、「世帯カバー率」の対象とできるよう明示されることを要望	考え方 4-15
○ 公平な競争環境を確保する観点から、既存FMラジオ放送事業者についても、放送品質が確保されるケーブルテレビでの再放送を、「世帯カバー率」の対象とできるよう明示されることを要望しま	ケーブルテレビによる再放送を世帯カバーの対象とする考えは、FM転換移行期の暫

<p>す。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p>	<p>定的措置であり、なるべく早期に FM 局のみで放送対象地域をカバーするよう取組が進められることを想定しています。</p>
<p>○ 公平な競争環境を確保する観点から、既存 FM ラジオ放送事業者についても、放送品質が確保されるケーブルテレビ再放送を世帯カバー率の対象として差し支えないとする旨、明示することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	
<p>○ 既存 FM ラジオ放送事業者についても、放送品質が確保されるケーブルテレビ再放送を世帯カバー率の対象として差し支えないとする旨、明示するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム高知】</p>	
<p>意見 4-16</p> <p>● 地上デジタル放送のワンセグ・サブチャンネル音声にラジオ放送の音声を活用するサービスをカバーエリアの算定に含む制度の整備を要望</p>	<p>考え方 4-16</p>
<p>○ 一部のラテ兼営放送事業者がすでに実施している、地上デジタル放送のワンセグ・サブチャンネル音声にラジオ放送の音声を活用するサービスは、ワンセグ受信機能の付いた車載機器で聴取が可能です。本サービスは、AM放送のFM転換時の課題である世帯カバー率の向上にとって非常に有用な手段であると同時に、避難所駐車場の自家用車内での聴取など、災害時の情報インフラとしても優れています。しかし、そうしたサービスは制度上の位置付けが不明確で、著作権等の扱いも整理されていないのが現状です。本パブコメの趣旨に沿う意味でも、災害時に、より細やかな地域情報を広く届けるという観点から、そうしたサービスをカバーエリアの算定に含む制度の整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の放送行政の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 4-17</p> <p>● トンネル内再送信について、総務省から国土交通省、地方自治体、道路管理者へ働きかけを要望</p>	<p>考え方 4-17</p>

<p>○ 放送事業者がトンネル施設管理者との調整に努めることは当然ですが、国土交通省、地方自治体、道路管理者へ国からも働きかけられることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整を務めることは当然ながら、国土交通省、地方自治体、各道路管理者への働きかけを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p>	
<p>○ 放送事業者としてトンネル施設管理者と引き続き調整を行っていきますが、実現するためには管理者側の理解が大変重要です。総務省からの国土交通省や地方自治体、各道路管理者への働きかけを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	
<p>○ 「一定規模以上のトンネルにおいては、民間ラジオ放送事業者において、トンネル内の施設管理者と調整を行うことが求められる」との記載がありますが、放送事業者としてトンネル内管理者と調整に努めることは当然ながら、総務省においても国土交通省・地方自治体・各道路管理者等への働きかけを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【東北放送株式会社】</p>	
<p>○ 一定規模以上のトンネル内での施設管理者による再放送は、公共の電波の公平な受信という観点からも災害時での情報収集手段としても必要だと考えています。全国単位で音声事業者が連携しての働きかけが必要であり、加えて総務省から国土交通省への働きかけをお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	
<p>○ 施設管理者による再放送なしでは放送波が届かない一定規模以上のトンネル内について、放送事業者が施設管理者と調整に努めるのは当然のことながら、総務省においても国土交通省・地方自治体・各道路管理者に働き掛けを行うよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整に努めることはもちろんですが、国交省、地方自治体、各道</p>	

<p>路管理者への働きかけを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ エリアカバー率については、基準になるものがないことと、山岳地帯や海域などが低電界地帯になるように設計している場合があり、エリアカバー率と言われても取扱いに困惑いたします。</p> <p>○ しかしながら、トンネルラジオの再送信は重要と考えておりますので、国土交通省や道路施設管理者へ国からも働きかけていただきたいと思っております。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>○ 近隣の社と連携して、トンネル事業者へ FM 補完放送も対応するように随時、要望や交渉を行っているが、応じてもらえないケースが多い。国土交通省のトンネル内再放送の技術基準において FM 補完放送も対応必須と定義されていることをトンネル事業者が理解していない、予算不足から対応できない、といった理由から断られている。監督省庁からトンネル事業者へ、FM 補完放送まで漏れることなく対応することの周知徹底および、トンネル事業者への財政支援制度の構築も要望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	
<p>○ 放送事業者としてトンネル内の再放送に FM（補完放送）を導入すべくその要望や交渉を行うが、国土交通省とも連携いただき、トンネル事業者へ向けた導入促進、及び改修に向けた財政的支援を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<p>○ 放送事業者がトンネル施設管理者との調整に努めていくことは当然ですが、国からも国土交通省、地方自治体、各道路管理者への働きかけをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	
<p>○ トンネル内の再送信については、災害発生時等において重要な情報ツールであり、その整備は急務であるとする</p> <p>○ しかしながら、全国のほとんどのトンネルでは AM 放送、既存 FM 放送のみを再送信しており、FM 補完放送制度が整備されてから 5 年以上が経過した現在でも FM 補完放送の再送信はごく一部のみでし</p>	

<p>か行われていない状況が続いている</p> <p>○ FM 転換を実施する民間ラジオ放送事業者がトンネル施設管理者との間で調整に努めることは当然のことながら、国は、このような状況を十分認識した上で、その再送信の方法、時期、エリア等について、各エリアの AM ラジオ放送事業者の意見を聞きながら、トンネルを管轄する国土交通省、地方自治体、各道路事業者等と綿密且つ詳細な作業を行うことを要望したい</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ トンネル施設管理者との調整については放送事業者が行うことは当然だが、総務省としても国土交通省をはじめ、地方自治体、各道路管理者等への働きかけを行っていただくよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【山形放送株式会社】</p>	
<p>○ トンネル内再放送については、「FMが受信できる場合はFMを優先する。」など、一定の指針を示していただくことでFMの普及につながると考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	
<p>○ 放送事業者においてもトンネルの施設管理者と FM 補完放送の再送信について話をしているものの、全国のほとんどのトンネルでは AM 放送、既存 FM 放送のみを再放送しており、FM 補完放送制度が整備されてから5年以上が経過した現在でも FM 補完放送の再放送はごく一部のみでしか行われていません。平時は勿論、災害時においてもトンネル内での再放送は非常に重要なものです。</p> <p>○ FM 転換を実施する民間ラジオ放送事業者がトンネル施設管理者と調整に努めることは当然のことではありますが、国には、このような状況を十分認識した上で、トンネル内再放送について、各エリアの AM ラジオ放送事業者の意見を聞きながら、トンネルを管轄する国土交通省、地方自治体、各道路事業者等への働きかけを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ 各放送事業者がトンネル施設管理者に対して設備の改修等についての働きかけは必須と考えますが、国土交通省や地方自治体への働きかけを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	

<p>○ 一定規模以上のトンネル内の再放送に関し「まずは各民間ラジオの放送事業者において、トンネルの施設管理者と調整を行うことが求められる」と表記されていますが、総務省からも再放送の同意を働きかけて頂けるように要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	
<p>○ トンネル再送信について放送事業者がトンネル施設管理者に調整することは必須ですが、実証実験中についてはAM・FMどちらもトンネル再送信が可能となるよう、各道路管理者に働きかけして頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
<p>○ トンネル内の再送信（再放送）については、災害発生時等において重要な情報ツールであり、その整備は急務であると考えます。しかしながら、全国のほとんどのトンネルでは AM 放送、既存 FM 放送のみを再送信しており、FM 補完放送制度が整備されてから 5 年以上が経過した現在でも FM 補完放送の再送信はごく一部のみでしか行われていない状況が続いています。</p> <p>○ 「各民間ラジオ放送事業者において、トンネルの施設管理者と調整を行うことが求められる」ことは当然ながら、国には、トンネルを管轄する国土交通省、地方自治体、各道路事業者等への働きかけを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整を務めることは当然ながら、国土交通省、地方自治体、各道路管理者への働きかけを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ 和歌山県は山間部が多くトンネル内再送信は、災害発生時において重要な情報ツールである。弊社のFM補完局は災害情報手段として位置づけられ公設民営で実施されている経緯があり、トンネル内再送信の整備は急務であるとする</p> <p>○ 弊社では、トンネルを管轄する国土交通省、地方自治体、各道路事業者等に対して現在も要望しているところであるが、総務省側からの働き掛けもお願いしたい。</p>	

【株式会社和歌山放送】	
○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整を努めることは当然ながら、国土交通省、地方自治体、各道路管理者への働きかけを要望する。	
【株式会社宮崎放送】	
○ トンネル再放送については、放送事業者側に再放送申込があつてから、トンネル側の設備の変更もしくは追加の対応は困難である。したがって、総務省から国土交通省、地方自治体、各道路管理者への事前の働きかけを要望する。	
【株式会社高知放送】	
○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整を行うことは当然ながら、国土交通省、地方自治体、道路事業者への働きかけを要望します。	
【株式会社CBCラジオ】	
○ 放送事業者として、トンネル施設管理者との調整に努めますが、国土交通省、地方自治体、各道路管理者への働きかけを行って頂けるよう要望致します。	
【株式会社大分放送】	
○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整に努めることは当然ですが、今後は「AMラジオ無し」の車載機器の増加が予想されます。道路トンネル等の“遮蔽区間”での受信確保について、国土交通省・地方自治体・各道路管理者等との連携を図り、受信・再放送設備の拡充を図っていただきますよう要望します。	
【株式会社毎日放送】	
○ 弊社はFM補完局の整備に当たり、これまでも県や国道事務所に対してトンネル内再放送の要望をしてきており、今後は、個別の対象トンネル名を挙げるなどして、働きかけを継続する方針です。総務省におかれましても、引き続き関係方面への働きかけを継続いただけるよう要望します。	
【福井放送株式会社】	
○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整を行うことは当然ではあるが、総務省からも省庁の垣根を	

<p>超え、国土交通省や地方自治体、各道路管理者への働きかけを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ これまでは、道路管理の設備担当者がワイド FM を認識していない状況でしたが、今後 FM 転換が進むにつれ一般化するものと期待します。 また、これまでトンネル再送信の連絡を受けた事例がありますが、連絡を受けた時期が、設備工事が開始された後だったため設計から見直すのは無理との施設管理者からの回答でした。</p> <p>○ 放送事業者がトンネル施設管理者と調整を務めることは当然ですが、国土交通省、地方自治体、各道路管理者への早期の働きかけを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p>	
<p>○ 広島県内の高速道路は山間部を通過していることから、トンネルが多く、ラジオは走行時の情報インフラとして非常に有用です。そのトンネル内の再整備について「各民間ラジオ放送事業者において施設管理者と調整を行うことが求められる」とありますが、総務省からも国土交通省、地方自治体をはじめ、各道路管理者への働きかけを要望します。</p> <p>○ 弊社では、ワイド FM の同期放送を積極的に進めていますが、トンネルによって放送が寸断する状況にあります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>④ 対応受信機の普及</p>	
<p>意見 4-18</p> <p>● 対応受信機の普及及び社会全体の周知について、放送事業者と連携して周知広報を継続的に実施することを要望</p>	<p>考え方 4-18</p>
<p>○ FM 転換の最大の課題である対応受信機の普及（特にカーラジオ）及び社会全体の周知について、放送事業者と連携し広く国民にキャンペーンなどの周知広報を継続的に実施していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>	<p>総務省では、平成 29 年度よりワイド FM の周知広報を継続して実施しており、今後も引き続きワイド FM の普及促進に取り組んでまいります。</p>

<p>○ FM転換の大きな課題であるワイドFM対応受信機の普及及び社会全体の周知について、放送事業者と連携し、広く国民にキャンペーン等の周知広報を継続的に実施していただくことを要望する。</p> <p>○ 車載ラジオの対応受信機の標準搭載、スマートフォンへのFM機能の搭載・アクティブ化は有効な普及促進になると考えられる。国による強い指導力発揮のもと、関連省庁での強力な推進を望む。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p>	
<p>○ FM転換の最大の課題はワイドFM帯対応の受信機の普及（特にカーラジオ）です。国民に対するキャンペーン等の周知広報を放送事業者と連携しながら、継続的に実施していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	
<p>○ FM転換の円滑な実施には対応受信機の普及が欠かせません。そのためには、関係事業者が連携して取り組むことも重要ですが、ラジオ放送の公共的役割に鑑み、普及の加速化に向けた国の支援や協力を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	
<p>○ AM放送からFM放送への転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものではありませんが、電波行政の監督官庁である総務省として、以下対応を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワイドFM端末普及に向けて、各種キャンペーン等への積極的な財政支援。 <p style="text-align: right;">【東北放送株式会社】</p>	
<p>○ FM放送へ転換するための最大のハードルは社会への周知と受信機の普及だと考えています。弊社では様々な施策を推進していますが、ローカル1局のみの展開では限界があり、全国レベルキャンペーンの周知広報を継続実施するなど国レベルでの対応受信機普及にもご尽力いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	
<p>○ ラジオは災害時の情報源として大きな役割を果たすなど地域住民の命を守るライフラインであり、対応受信機の普及はFM転換の最大の課題であると認識しています。対応受信機の普及（特にカーラ</p>	

<p>ジオ) 及び社会全体への周知について、放送事業者と連携し、広く国民に伝えるキャンペーン等の活動を継続的に実施していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ 「90MHz 超の周波数に対応した受信機の普及」の現状は必ずしも十分高いとは言えず、関係事業者の連携による今後の取り組みだけでは限界がある。国の基本方針として FM 放送の転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断とされているが、受信機の普及については国の支援が必要だと考える。移動体受信(カーラジオ)の普及率も重要な指標であり、関連省庁との連携も含めぜひ検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【琉球放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換において最大の課題である受信機(特にカーラジオ)の普及、社会全体への周知について、放送事業者と連携の上、国民に広く周知広報する為のキャンペーン等を継続的に実施して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換を行ったが、聴取者が不在だった、という状態はあってはならない事態である。聴取者がストレスなく移行できる環境を作るべく、カーラジオを含めた受信機の普及や FM 転換の周知について、放送事業者と連携したキャンペーンや広報活動を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換で重要な課題である対応受信機の普及、及び社会全体の周知について、国民にキャンペーン等、周知広報の継続的な実施や放送事業者への支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換(含む、実証実験)についての最大の課題は、対応受信機の普及を含む社会全体への周知広報と考える</p> <p>○ 現時点での、当社 FM 放送聴取移行率(リスナーの AM 放送から FM 放送への聴取移行率)は 22.8%※1、ワイド FM 対応端末普及率は約 53%※2 に留まっているところである</p>	

<p>○ 国には、このような状況を踏まえ、我々AM ラジオ放送事業者と連携しながら、これまで実施してきた「ワイドFM 周知広報キャンペーン」を基本に、その規模等を大幅に拡大、強力に推進し、現 AM 放送聴取者だけではなく広く国民に対して「FM 転換（実証実験を含む）」全般に関する周知広報を継続しておこなうことを要望したい</p> <p>※1 ビデオリサーチ 「ワイドFM（FM 補完放送）普及状況調査」 2020年10月調査結果</p> <p>※2 三菱総合研究所が総務省からの請負調査として実施したアンケート結果（2019年2月）</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ 対応受信機の普及（特にカーラジオ）について放送事業者と連携し、周知広報や普及率調査等を継続的に行っていただくよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【山形放送株式会社】</p>	
<p>○ ワイドFM対応受信機の普及については、国・放送事業者・メーカーなど関係者が連携して努力することが必要と考える。同時に、災害時等の対応を考慮すると、ハイブリッドラジオなどFM放送を受信できる端末を普及させることにも努力すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	
<p>○ 実証実験を含むFM 転換の大きな課題は、対応受信機の普及び社会全体への周知広報と考えます。しかしワイドFM 対応端末普及率は約53%※に留まっています。国には、このような状況を踏まえ、AM ラジオ放送事業者と連携しながら、これまで実施してきた「ワイドFM 周知広報キャンペーン」を基本に、その規模等を大幅に拡大、強力に推進し、現 AM 放送聴取者だけではなく、非常用持ち出し袋内に AM ラジオを保管しているような日常的にはラジオ聴取を行わない国民にも対しても「FM 転換（実証実験を含む）」全般に関する周知広報を継続して行うことを要望します。</p> <p>※ 総務省から受託した三菱総合研究所が作成したラジオ受信機・聴取状況に関するアンケート調査結果（速報版）（2019年3月）</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ FM 補完局の整備と並行し、FM 転換に向けては対応受信機の普及が重要な要件となりますので、関係</p>	

<p>事業者の連携した取り組みとともに、普及の加速に向けた国の支援を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 放送への転換については、ワイド FM 対応受信機の普及度合が非常に重要な経営上の判断要素となります。対応受信機普及のため、社会全体への周知キャンペーン等の国の支援や協力を今後も継続的に行っていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ 対応受信機の普及においては、当然に既存 FM 局が受信可能、かつ転換後の FM 放送に対応した受信機の普及を進めていくことをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 FM802】</p>	
<p>○ ワイド FM 対応受信機の普及について、放送事業者が番組やイベント等を通じて普及活動に尽力しますが、放送事業者と連携して周知広報を引き続き実施していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換についての最大の課題は、カーラジオを含む 90MHz 超の周波数に対応した受信機の普及と、現在の FM 補完（ワイド FM）の認知が、いずれも十全でないことと考えます。</p> <p>○ このような状況を踏まえ、国には、これまで実施してきた FM 補完対策としての「ワイド FM 周知広報キャンペーン」を基本に、その規模を FM 転換対策として大幅に拡大して、引き続き AM 放送事業者と連携しながら広く国民に対して「FM 転換（実証実験を含む）」全般に関する周知広報を継続していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS ラジオ】</p>	
<p>○ 今後は「主たる聴取方法が FM 放送となる」ことも視野に、FM 転換の周知広報を継続的に実施する国の支援や協力を要望します。</p> <p>○ 家庭や仕事において自動車を多用する北海道にあって、ワイド FM 普及の鍵は、新車への対応機器の標準搭載です。</p> <p>○ 自動車メーカー、ディーラー等への働きかけにも支援を要望します。</p>	

<p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ 対応受信機の普及の為に、総務省が放送事業者と連携して広く国民にキャンペーン等の周知広報を継続的に実施していただくことを要望する。</p>	
<p style="text-align: right;">【九州朝日放送株式会社】</p>	
<p>○ 自動車社会の沖縄でカーラジオは重要であり対応受信機の普及にむけて広報の実施と国の支援をお願いしたい。</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ沖縄】</p>	
<p>○ FM転換の最大の課題である対応受信機の普及（特にカーラジオ）及び社会全体の周知について、放送事業者と連携したキャンペーン等の周知広報の継続的な実施を要望する。</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社宮崎放送】</p>	
<p>○ FM転換は、対応受信機の普及および受信者への周知も大きな課題であると考えます。放送事業者と連携してキャンペーン活動など周知広報を実施していくことを要望します。</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社岐阜放送】</p>	
<p>○ FM転換の円滑な実施にはカーラジオを含む90MHz超の周波数に対応した受信機の普及が欠かせません。そのためには、関係事業者が連携して取り組むことも重要ですが、ラジオ放送の公共的役割に鑑み、端末普及を強力に推進すべく国の支援や協力を期待いたします。</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
<p>○ 対応受信機（ラジスマいわゆるハイブリッドラジオ、カーラジオ等含む）の普及及び社会全体への周知について、放送事業者と連携し、広く国民に周知広報を継続的に実施していただくことを要望します。</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>	
<p>○ FM転換の最大の課題である対応受信機の普及（特にカーラジオ）及び社会全体への周知広報について、放送事業者と連携し、広く国民を対象としたキャンペーンを継続的に実施する等の取り組みを要望します。</p>	

<p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
<p>○ FM 転換への最大の課題である対応受信機の普及と社会全体の周知については、放送事業者と連携して広く国民への周知広報を実施していただく事を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換の最大の課題である対応受信機の普及（特にカーラジオ）と社会全体への周知について、放送事業者と連携し、広く国民にキャンペーン等の周知広報を継続的に実施していただくよう要望します。</p> <p>○ その際にはこれまでの全国一律のキャンペーンに加えて、地域のリスナーによりアピールするよう各エリア毎のキャンペーンも企画していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	
<p>○ 周知広報はFM 転換する事業者自らが行う必要はあると思うが、総務省としても周知活動をバックアップいただきたいと思う。実証実験等によりFM 転換したとしてもラジオメディアの存在意義、価値はこれまでと何も変わらないとの周知が何より重要との認識である。</p> <p>○ また、90MHz 以上の対応受信機の普及については転換事業者の促進活動だけでは不可能なので、関係事業者並びに総務省の協力を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ 本件記載の「AM 放送のFM 放送への転換を円滑に実施するためには、送信側の取り組みだけでなく、転換後のFM 放送で主に使用される90MHz超の周波数に対応した受信機の普及を推進することが必要である。」は当社もFM 転換への最重要課題と認識しております。受信機（特にカーラジオ・カーナビ等）への普及と社会全体の周知を放送事業者と連携して広く国民にキャンペーン等の周知広報を継続的に実施していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p>	
<p>○ FM 転換において、対応受信機の普及は大きな課題です。円滑かつ確実にAM を停波し、FM 転換を進めるためにも、国としてもFM 転換に関する国民への周知広報を実施していただくことを要望しま</p>	

<p>す。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>○ 避難リュック中のラジオはどう判断すれば継続と検証できるでしょうか。 多くの場合、災害が無ければ電源を入れることはありません。 最悪、実証実験、本番AM廃止後に受信できないことに気がつくことになります。 命に関わることです。 あらゆるメディア、あらゆる紙媒体を使った広報が必用です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 4-19</p> <p>● スマートフォンへのFMラジオ受信機能付加の義務化、および通信サービスでFMラジオが聞けるアプリ搭載の義務化等の法整備を希望</p>	<p>考え方 4-19</p>
<p>○ ラジオ受信機だけでなく、今や国内普及率が85%を超えるスマートフォンでFMラジオを聴くことができるようにすることが必要だと考えます。</p> <p>○ ラジオはFM転換により、災害情報提供など国土強靱化に寄与するメディアとして大きく進化するという観点から、スマートフォンへのFMラジオ受信機能付加の義務化、および通信サービスでFMラジオが聞けるアプリ搭載の義務化等の法整備を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山陰放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の放送行政の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p style="text-align: center;">⑤ 大規模災害発生時等のAM放送の再開について</p>	
<p style="text-align: center;">⑥ 空中線電力の増力</p>	
<p>意見 4-20</p> <p>● 地域ごとの状況や周波数の逼迫状況に応じて、空中線電力の増力を要望</p>	<p>考え方 4-20</p>
<p>○ 空中線電力の増力については、「認めないとするのが適当」とされていますが、地域ごとの状況や周波数の逼迫状況に応じて、適切に対応いただけることを要望します。</p>	<p>「主たるFM補完中継局」については、空中線電力が大きく、既存の地上FM放送事業</p>

<p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	<p>者も含めて、親局・中継局の置局の抜本的な見直しにもつながりかねないことから、増力を認めないとするのが適当であると考えます。</p>
<p>○ 地域ごとの状況や周波数の逼迫状況に応じて、適切に増力希望に対応して頂くことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【東北放送株式会社】</p>	<p>増力を認めないとするのが適当であると考えます。</p>
<p>○ 地域ごとの状況や周波数のひっ迫状況に応じて、適切に増力要望に対応していただけるよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	<p>一方、「その他の補完中継局」については、基幹放送用周波数使用計画第1の5において、「原則として100W以下」としており、各地域の事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。</p>
<p>○ 本実証実験によって既存の地上FM放送事業者の置局の抜本的な見直しにつながるような基幹放送用周波数使用計画の変更は避けるべきです。しかしながら、聴取者のメリットを考慮して、既存局に混信等の影響がなく、基幹放送用周波数使用計画に変更をきたさないなどの条件の下でアンテナパターンの変更や中継局の追加などについては柔軟な対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB 毎日放送株式会社】</p>	<p>一方、「その他の補完中継局」については、基幹放送用周波数使用計画第1の5において、「原則として100W以下」としており、各地域の事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。</p>
<p>○ FM補完局が親局になった時には、エリア・世帯カバー率を向上させるために、最大空中線電力の増力、パターンの変更が出来る様に要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>一方、「その他の補完中継局」については、基幹放送用周波数使用計画第1の5において、「原則として100W以下」としており、各地域の事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。</p>
<p>○ 空中線電力については、置局数を増やして周波数を多用するよりも、増力やパターン変更で効率的な置局ができるのであれば、送信条件、混信の有無、周波数のひっ迫状況などを十分に考慮した上で地域の要望に柔軟に対応していただくよう要望します。また、同期放送などの促進により増力でも影響が少ない方法も検討にいられたらと思います。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	<p>一方、「その他の補完中継局」については、基幹放送用周波数使用計画第1の5において、「原則として100W以下」としており、各地域の事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。</p>
<p>○ 県域FM放送としてエリア設計を行ったFM補完局を、そのまま広域FM放送へ転換するのは、無理があると考えます。県域から広域へ拡大する場合かつ、混信や妨害が起こらないという原則を満たす場合に限り、増力も可能とすることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	<p>一方、「その他の補完中継局」については、基幹放送用周波数使用計画第1の5において、「原則として100W以下」としており、各地域の事情等を考慮し、柔軟に対応させていただきます。</p>
<p>○ 特定地域へ向けた難聴対策の補完局が広域のFM親局として転換して運用される場合には、あまね</p>	<p>者も含めて、親局・中継局の置局の抜本的な見直しにもつながりかねないことから、増力を認めないとするのが適当であると考えます。</p>

<p>く努力義務と関連して、FM 放送波によるエリア・世帯カバー率の大幅な拡大により FM 中継局の整備を進める事が求められるが、そのために設備投資に関わる財政的な負担が増大する懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該局の放送対象地域の拡大という観点においては、同地域の他事業者に配慮しながらも、空中線電力の増強やアンテナパターンの変更を可能にしてもらいたい。 ○ さらに、上記の経緯で新設する FM 中継局に関しては、エリアカバーの効率を鑑み、100 ワット超の出力を許容願いたい。 <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実証実験ならびにその後の FM 転換、さらには FM 転換後の FM 中継局の追加置局においては、放送用周波数の有効利用の観点から、同期放送が積極的に導入されることが想定される ○ さらには、既存の FM 放送事業者の FM 中継局においても、聴取者の利便性向上の観点から同期放送が導入される事が予想される ○ その結果、それまで使用していた周波数の利用が停止されることになり、同一周波数を利用する隣接放送局の最大空中線電力の引き上げが可能になるケースが生じるものと考えられる ○ この様なケースも有ることから、FM 転換を実施する AM ラジオ放送事業者のみならず、既存の FM ラジオ放送事業者も含めての、最大空中線電力の引き上げを含む将来的な親局・中継局の抜本の見直しについては柔軟な対応を要望したい <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 空中線電力の増力については、混信検討を十分に行うことを条件に、地域性等を考慮し柔軟に対応していただきたい。 <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大空中線電力の引き上げについては、地域ごとの状況や周波数の逼迫状況に応じて、適切かつ柔軟な対応を要望します。 <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ FM 放送波によるカバー率を向上させるという観点において、地域ごとの周波数の利用状況に応じて 	

<p>既存無線局への混信などの影響がないことを前提に適切な範囲での増力については対応を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	
<p>○ 項目③のあまねく努力義務とも関連し、AM放送のエリアカバー率を最大限維持するために必要な場合においては、現状のFM補完局で指定された空中線電力以外の電氣的仕様（指向性調整、電力分配比の調整など）の変更について、柔軟に対応していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ 今後FM転換を見据えていく中でAM局の放送対象地域に効率的なエリアカバーが可能となるよう、90MHz超の周波数において混信が無い場合は、新設されるFM中継局だけでなく、既に開局している補完中継局においても基幹放送用周波数使用計画に定めるFM補完中継局の最大空中線電力の引き上げが可能となるような対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
<p>○ 弊社のような広域圏のAM放送事業者がFM転換において「現在FM波のみにより放送を行っている地上民間放送事業者の世帯カバー率の平均値である約90%を概ね満たす」ためには多くのFM中継局設置が必要となります。</p> <p>○ 一方で、現行のFM補完中継局制度においては主たるFM補完中継局以外の最大空中線電力は100Wとなっており、前述の「約90%を概ね満たす」ためには、夥しい数のFM中継局設置が必要となります</p> <p>○ 広域エリアでのFM転換において新たに整備される広域FM制度では、現行のFM補完制度の適用ではなく、100Wを超えるFM中継局の整備が可能となるよう、最大空中線電力の引き上げを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 隣県への影響が少ない中継局等、適切に増力要望に対応いただけることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送株式会社】</p>	

<p>○ 民間ラジオ放送事業者は、厳しい経営環境に置かれており、昨今その厳しさが増えています。この状況下において、効率的にエリア・世帯カバー率を向上させるため、既存 FM 放送事業者と同等か、それ以下の空中線電力であり、同一県内及び他県への混信の可能性がない場合は、「増力要望」に柔軟にご対応いただける事を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社新潟放送】</p>	
<p>○ 広域 FM 事業者の③あまねく努力義務とも関連し、将来において、地域ごとの状況や電波の利用状況に応じて検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>	
<p>○ 地域ごとの事情や周波数の逼迫状況に応じた、適切な増力への対応を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
<p>○ 空中線電力の増力に関しては、地域ごとの状況や周波数の逼迫状況に応じて、柔軟に対応いただけることを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ 地域の状況に応じて、カバー率 90%を満たすために増力の要望にご対応いただけることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p>	
<p>○ 将来的にラジオ業界は何をやっても上手くいかない斜陽産業となり、生き残る為には自社の空中線電力の増力を FM 東京の 10kw ないし実行輻射電力 125kw 並に引き上げ AM 放送相当の広域圏を形成しなければ広告収入規模で残存する事が不可能となる。</p> <p>高出力で問題となる隣接地域の干渉の状況を把握する為、なるべく近接地域で 10kw ないし実行輻射電力 125kw と同等又はそれ以上の出力で試験し受信細かな受信状況を調査する必要がある。</p> <p>理想的な試験は現行で実行輻射電力 125kw で放送している FM 東京と近接する周波数で実証実験を行う事だが、該当する周波数帯は聴取者と影響を受ける他局が多すぎる。</p> <p>その代替として、東京スカイツリーで放送しているワイド FM の空中線電力を 10kw に引き上げ、も</p>	

<p>う一方は FMNACK5 が送信してる飯盛峠の送信所を借りてワイド FM の周波数で同じ空中線電力を 10kw で関東地域に放送を行う事で周波数が近接したときの干渉を実測する。</p> <p>放送が無い休止時間帯を中心に試験を行い、平行して i-dio が停波した事で使われなくなった 95～108MHz の周波数で同一周波数～十分に間隔が空いている状態での干渉影響調査を行えば実際の放送時に必要なデータが測定できると思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>⑦ 周波数の効率的利用</p>	
<p>意見 4-21</p> <p>● 同期放送は可能な限り導入することが望ましいという考えに賛同し、導入促進に向けた支援を要望</p>	<p>考え方 4-21</p>
<p>○ 同期放送は可能な限り導入することが望ましいという考えに賛同します。周波数の有効活用やリスナーの利便性向上につながる同期放送の導入は社会的にも意義があり、促進に向けた国からの支援を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>○ FM放送の同期放送について「可能な限り導入することが望ましい」としている点は妥当です。周波数の効率的利用に資する点で広く社会に裨益する取り組みであり、導入にあたって国の支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	
<p>○ 同期放送は周波数の有効活用やリスナーの利便性向上という観点から社会的意義があると認識しております。FM 転換にあたって、導入が促進されるよう国の財政支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 放送の同期放送は聴取者が車で移動する際でも周波数の切替が必要なく、周波数の効率的利用にも資することから導入を推進することに賛同します。既存 FM 中継局の周波数変更も含めて、柔軟に対応できるようにし更には助成金による財政支援の可能性についても検討を希望します。</p>	

<p style="text-align: right;">【RKB 毎日放送株式会社】</p>	
<p>○ 周波数の有効活用及び聴取者の利便性を考えると社会的に有意義であり、導入を促進すべきと考えますが、技術的にも経済的にも負担が大きいため、国からの支援を要望します。</p>	
<p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ 同期放送は、周波数の有効利用という観点では意義のある手法でありますので国としても推進すべきものと考えます。一方で設備投資額が大きくなるため、国から何らかの援助を強く要望します。</p>	
<p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>○ 将来的なFM 転換に際してFM 中継局を新設し、周波数の効率利用のため同期放送を行う場合には、新設中継局のみならず、既設のFM 補完中継局の改修にあたっては補助金の助成を希望する。</p>	
<p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<p>○ 周波数の有効活用、及びリスナーの利便性向上という社会的に意義のある同期放送の導入が促進されるよう、国からの援助を強く要望します。</p>	
<p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	
<p>○ 今後、FM 転換実現のためには、FM 同期放送の導入が重要な役割を担うと考えられる</p> <p>○ このFM 同期放送導入については、既に逼迫しているFM 放送用周波数の有効利用という社会的意義があることから、すでに放送を開始しているFM 補完中継局が新たに同期放送を導入する場合も含めて、これに係る費用についての公的支援を要望したい</p> <p>○ 併せて、今後、引き続き開設するFM 補完中継局、2023 年以降に開設するFM 中継局も多数あると予測できることから、周波数調整等の作業を早急に開始することを要望したい</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ 周波数の効率的利用及びリスナーの利便向上という社会的意義のある同期放送の導入は促進されるべきで、国からの援助を強く要望する。</p>	
<p style="text-align: right;">【山形放送株式会社】</p>	

<p>○ FM 同期放送については、周波数の有効利用及びリスナーの利便性向上という社会的意義があることから、可能な限り導入は促進されるべきです。それ故これに係る費用については公的支援を強く要望します。また今後も多くの FM 中継局の開設が予想されますので、滞りのない周波数調整作業も要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ FM 同期放送についてはリスナーの利便性向上と、同一周波数のエリア拡大から国からの援助を要望します。また、既の実施している場合についても補助していただくことも要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
<p>○ 「FM 放送の同期放送については、（中略）可能な限り導入することが望ましい」という考えに賛同します。</p> <p>○ そのうえで、この FM 同期放送導入については、周波数の有効利用および聴取者の利便性向上という社会的意義があることから、すでに放送を開始している FM 補完中継局が新たに同期放送を導入する場合も含めて、これに係る費用についての公的支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS ラジオ】</p>	
<p>○ 周波数の有効活用及びリスナーの利便性向上という意義からも同期放送の導入は促進されるべきであるため、伝送設備も含めて国からの負担援助を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送株式会社】</p>	
<p>○ 同期放送は受信者の利便性向上のためにも導入が望ましいと考えます。また、電波の有効活用にも繋がることから、導入事業者に対する国からの援助を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社岐阜放送】</p>	
<p>○ 「FM 放送の同期放送については、（中略）可能な限り導入する事が望ましい。」としたことは高く評価したく存じます。</p> <p>○ ただし、同期放送の設備については一般的なものより経費もかさみますので、継続的な維持促進を図るためには、FM 同期放送の無線局について電波料の優遇措置も検討いただくよう要望します。</p>	

<p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p> <p>○ 周波数の有効利用もさることながら、聴取者の利便性向上という観点からも同期放送は取り組むべきですが、一方で中継回線の設備投資や運用コストが大きな課題であり、国からの援助を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>意見 4-22</p> <p>● 中継局を構築する場合は、同期放送に限定しない柔軟な対応と配慮を要望</p> <p>○ 周波数有効利用の観点では、優れているのは承知している。しかし、同期放送は従来からの放送波中継と比較すると、明らかに置局費用、維持費用ともにコストアップする。経営効率化の観点からみると、採用しづらいと考える。</p> <p>○ また、同期放送は原理上、等電界となる干渉地帯で受信不良となる場所は必ず発生する。大都市間で同期放送を行うと、受信不良な場所を少なくする中継局配置ができない。大都市間では同期放送より放送波中継を行うほうが、聴取者にとってメリットが大きいと考える。中継局を構築する場合は、同期放送に限定しない柔軟な対応と配慮を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	<p>考え方 4-22</p> <p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>⑧ 90MHz 以下の周波数の使用</p>	
<p>意見 4-23</p> <p>● 周波数の効率的利用の観点から、混信が生じないことを前提とした90MHz以下の周波数使用（同期放送含む）について賛同</p>	<p>考え方 4-23</p>
<p>○ 周波数の効率的利用の観点から、混信が生じないことを前提とした90MHz以下の周波数使用（同期放送含む）について賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>意見 4-24</p> <p>● 地域の周波数事情において可能であれば90MHz以下の周波数の割当てを要望</p>	<p>考え方 4-24</p>

<p>○ FM転換で重要な課題である対応受信機の普及について、特にカーラジオの対応は容易には進まないと思定される中で、既に90MHz以下の周波数が割当てられている場合でなくとも、地域の周波数事情において可能であれば90MHz以下の周波数の割当てを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	<p>AMラジオ放送事業者による90MHz以下の周波数の利用については、既存FMラジオ放送事業者及びコミュニティ放送局等への影響を考慮し、基幹放送用周波数使用計画第1の5に基づく災害対策、外国波による混信対策又は地形的・地理的原因による受信障害対策を目的とした場合に限り、引き続き割当てを可能といたします。</p>
<p>意見 4-25</p> <p>● 90MHz以下の使用に関しては、コミュニティ放送局の需要動向も含めて検討を要望</p>	<p>考え方 4-25</p>
<p>○ AM放送からFM放送への転換において用いられたのは、V-Low帯とのガードバンドであり、ワイドFMということで展開されております。ワイドFM対応受信機の普及状況が必ずしも十分高いといえないからと言って、90MHz以下の周波数の使用を広げることは、コミュニティ放送局の開局を望んでいる地域にとっては、すでに周波数がひっ迫しております。ワイドFMの対応受信機の普及に関しては、カーステレオなどにおいては、90MHz帯で周波数が切られることも踏まえてのガードバンド開放と理解しておりますので、「90MHz帯以下の周波数を使用したいとすることを認めることが適当とされる」のは、整合性がとれないと考えます。受信機の普及においては、新しい周波数サービスにおいては、常に求められるとことであり、時間のかかるところでもあります。受信機の普及がなくても、radiko等で代替えが効くということで、力が入っていないとすれば、災害時にインターネットが使えない場合に、せっかく放送を流していても聞くことができない状況になります。それは、国民の財産である電波を使っていないことに他なりません。90MHz以下の使用に関しては、コミュニティ放送局の需要動向も含めて認めていただけますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルコミュニティ放送協議会】</p>	<p>FM転換における90MHz以下の周波数使用は、基幹放送用周波数使用計画第1の5に基づき、災害対策、外国波による混信対策又は地形的・地理的原因による受信障害対策を目的として、FM転換までに90MHz以下を割り当てられたAMラジオ放送事業者に限定しており、既存FMラジオ放送事業者及びコミュニティ放送局に対して影響を与えることは少ないと考えます。</p> <p>なお、頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>(2) AM放送のFM放送への転換に関する制度的な考え方の整理</p>	

① AM放送の停波の制度上の取り扱い	
意見 4-26 ● 「実証実験」に際して停波の期間が6ヶ月以上となる場合、電波法の免許取消事由に該当しないものとして取り扱うこととしている点は妥当	考え方 4-26
○ 「実証実験」に際して停波の期間が6ヶ月以上となる場合、電波法の免許取消事由に該当しないものとして取り扱うこととしている点は、実証実験の位置づけに鑑み、妥当です。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	賛同の御意見として承ります。
② AM放送・FM放送併用の制度上の位置付け	
意見 4-27 ● i) ~ iv) の4類型の分類について賛同	考え方 4-27
○ i) ~ iv) の4類型の分類について賛同する。特にiv)の完全AM停波を見据えていた場合であっても、状況により当面の間iii)を選択することも想定される。 【北陸放送株式会社】	賛同の御意見として承ります。
意見 4-28 ● 各社の意見や要望を踏まえ、柔軟に対応できる免許制度の整備を要望	考え方 4-28
○ 本案は、現行制度でカバーできないケースに関する制度整備について、a~cの3つの選択肢を示したうえで、「パブリックコメントで提出される意見も踏まえてさらに検討を行い、結論を得る」としています。各社の意見や要望を十分に汲み上げていただき、できる限り各社の経営の選択肢が広がる方向で検討いただくことを要望します。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。
○ AMの停波や継続、将来のFM中継局の新設等に支障を来すことなく、柔軟に対応できる免許制度の整備を要望します。 【信越放送株式会社】	
意見 4-29	考え方 4-29

● 新設制度案 b 及び/又は c に賛同	
<p>○ b) 実証実験を実施するにあたり欠かせない制度であり、賛同します。</p> <p>c) FM に転換した後も既設 AM 中継局を FM 放送ネットワークに組み込むことができる制度であり、放送エリアの確保や山間地等の聴取環境維持にも資することから賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ AM 放送ネットワークの一部を FM 補完中継局ではない FM 局で構築することを認める制度、及び FM 放送ネットワークの一部を既設 AM 局で構築することを認める制度については、制度上の位置づけが必要であることから賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p>	
<p>○ P7 の b と c の考え方に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社南日本放送】</p>	
<p>○ AM 中継局を停波する場合、制度上位置付けられなくなる元・FM 補完中継局が存在することやエリアカバー維持努力のために新たな FM 中継局を新設する場合、現行の FM 補完中継局制度以外の新たな FM 中継局の制度が必要となることから、b) AM 放送ネットワークの一部を補完局ではない FM 中継局で構築することを認める制度を新設に賛同します。</p> <p>○ 全ての AM 民放事業者が 2028 年までに AM を完全停波することは現実的ではなく、北海道をはじめ広大な放送対象地域を抱える AM 事業者は、既設の AM 設備をエリア確保のために 2028 年以降も活用し続けることが想定されます。c) 「AM 補完中継局」制度の新設は親局を AM から FM に変更し、FM 事業者となったあとも 90% のエリアカバー維持のために既設の AM 放送の送信設備を活用できる制度であり、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ AM 放送・FM 放送の併用については、制度 b と制度 c により制度を整備し、どちらとするかは事業者側の考えによることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB 毎日放送株式会社】</p>	

<p>○ b)について 賛同します。</p> <p>○ c)について 賛同します。</p> <p>制度 c)によりFM事業者となって元AM親局をAM補完中継局（仮称）として活用した場合、補完局となったAM局の停波のタイミングについては、事業者の判断により決定できるような柔軟な制度を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ a) ダブル免許については、AM、FMそれぞれ「あまねく努力義務」を果たすことが必要とのことで、現実的にこれを運用することは困難です。</p> <p>○ b) AM停波を実施するためには、欠かせない制度であり賛同します。</p> <p>○ c) 全てのAM社が2028年までAM完全停波は現実的ではなく、2028年以降も既設のAM設備をエリア確保のために活用することは必要であり、この制度に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山陰放送】</p>	
<p>○ a) 維持費用面から本案を選択することは難しい。</p> <p>○ b) 賛同する。</p> <p>○ c) 賛同する。</p> <p>○ 特に、c)の制度を以下のように要望する。</p> <p>放送エリアが広い社は、100%FM放送へ転換することはできない可能性が高い。2028年以降も放送エリア確保のためにFM放送とAM放送の併用状態が継続していくことになる。AM補完中継(代替)局制度において、以下のことを要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置ではなく、恒久的な制度であること。 ・ 二波維持体制である点、AM送信所の老朽化等を勘案し、重大事故要件等の運用ルールを大幅に緩和する。(大規模保守の場合は、長期の運用停止も容認する) 	

<p>・空中線電力の下限の緩和、最低でも20%以上。 エリアが広くFM転換が不可能な地域とFM転換が可能な地域、置かれている環境により判断が分かれてしまう点は致し方がないことである。AM放送継続する選択をした社が不公平感を覚えない新しい制度を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	
<p>○ 弊社のような広域AM局がFM転換を実現するためには、類型iii)の形式を経ることが想定されるが、FM放送エリア拡張のためには、現在のAM親局エリア内かつFM補完局エリア外へのFM中継局新設が必要とされる。</p> <p>○ この新設FM中継局を、AMを親局としている時期からも制度上認め、さらに、将来的なFM転換に備えた目途である場合には、その置局において難聴対策と同等の財政的支援を求める。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<p>○ b)について AM放送ネットワークの一部をFM補完中継局ではないFM局で構築することを認める制度を新たに導入することに賛同</p> <p>本案「4.『実証実験』の実施に係る要件と制度的な考え方の整理」の「(1)『実証実験』の実施に係る要件 ③あまねく努力義務 i)世帯カバー」にて「世帯カバー率約90%を概ね満たす」ことが要件の一つとされており、これを満たすためには、現在の「FM補完中継局制度」下では条件的に認められない(AM局の災害対策、難聴対策に該当しない)FM中継局の置局が必要になることが想定される</p> <p>また、実証実験への参加によりAM親局あるいは中継局の停波を実施した場合に、これを補完していたFM補完中継局は補完局としての要件を満たせなくなり、存続の根拠を失うことになる</p> <p>従って、実証実験の実施に当たっては、これら「FM補完中継局ではないFM局」の置局、存続を可能とする新たな制度の導入が必須と考える</p> <p>さらに「FM補完中継局ではないFM局」の制度導入の時期、期間については、実証実験が本格化す</p>	

る 2023 年を開始時期とすることは当然のことながら、実証実験に参加しない AM 放送事業者も、2028 年の全国的な制度整備がなされた以降に、親局設備あるいは中継局設備の老朽化の度合いに応じた自局の判断の下、適切な時期での「一部 AM 中継局の停波」、「一部 AM 中継局の運用を継続した上での AM 親局の停波」を経ての最終的な「AM の完全停波」を目指すことから、2028 年以降、AM 放送の FM 放送への転換が全国的に完了されるまでの期間は、本制度が継続・維持されることが望ましいと考える

尚、併せて、「FM 補完中継局ではない FM 局」の開設についても、従来の FM 補完中継局同様、国の支援を強く要望したい

○ c)について

FM 放送ネットワークの一部を既設 AM 局で構築することを認める制度を新たに導入することに賛同
実証実験の実施に係る要件の一つとして「世帯カバー率約 90%を概ね満たす」ことが挙げられているが、FM 放送でカバーしきれない世帯・エリアを引き続き AM 放送でカバーすることにより、日常だけでなく災害時にもより広範な情報伝達が可能となることから、2023 年以降の実証実験への参加時ならびに 2028 年以降の「AM 放送の FM 放送への転換」にあたって、AM 親局、中継局を一斉に停波せず、事業者判断によりその一部を存続させる場合が想定される

従って、親局を FM に転換した後も、「元 AM 親局を継続して運用すること」ならびに、「元 AM 親局の停波後も AM 中継局を存続させること」を可能とする制度「AM 補完中継局」及び／又は「AM 代替局（仮称）」の新たな導入は必要不可欠と考える

さらに、「AM 補完中継局」及び／又は「AM 代替局（仮称）」の制度導入の時期、期間については、実証実験が本格化する 2023 年を開始時期とすることは当然のことながら、実証実験に参加しない AM 放送事業者も、2028 年の全国的な制度整備がなされた以降に、親局設備あるいは中継局設備の老朽化の度合いに応じた自局の判断の下、適切な時期での「AM 親局、及び一部 AM 中継局を存続させながらの FM 転換」を実施することが予想されることから、2028 年以降に於いても、必要であると思われる期間は、本制度が継続・維持されることが望ましいと考える

【株式会社ニッポン放送】	
<p>○ a)、b)、c)案のうち、b)案及びc)案についてはFM転換を進めていく過程においてはあり得る状況であるため賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【山形放送株式会社】</p>	
<p>○ b)について</p> <p>AM放送ネットワークの一部をFM補完中継局ではないFM局で構築することを認める制度を新たに導入することに賛同します。</p> <p>実証実験への参加によりAM中継局を停波する場合、その停波したAM中継局を補完していたFM補完中継局は制度上の位置づけを失うことになり、元・FM補完中継局が存在することになります。またエリアカバー率を向上させ、必要とされる世帯カバー率を満たすためには、FM局の置局が必要になることも想定されます。</p> <p>従って、実証実験の実施に当っては、これら「FM補完中継局ではないFM局」の置局、存続を可能とする新たな制度の導入が必須と考えます。</p> <p>○ c)について</p> <p>FM放送ネットワークの一部を既設AM局で構築することを認める制度を新たに導入することに賛同します。</p> <p>エリアカバー率及び世帯カバー率を確保する為、FM放送でカバーしきれないエリア・世帯を引き続きAM放送でカバーすることは地域の状況により、事業者毎の判断で可能にするべきです。</p> <p>全てのAM社が2028年までのAM完全停波は現実的ではなく、北海道をはじめ大きな放送対象地域のAM社は、既設のAM設備をエリア確保の為に2028年以降も活用し続けることが予想されます。しかし現行の制度下では、AM親局を停波した場合に、AM中継局を存続させる根拠を失うこととなるため、それを可能とする新たな制度を導入することが望ましいと考えます。よって「AM補完中継局」及び／又は「AM代替局（仮称）」の導入は必要不可欠と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	

<p>○ b)について 既存の AM 放送ネットワークの一部を FM 補完局でない FM 局（FM 代替局）で構築することを認める制度の導入に賛同します。エリアカバー率の確保の観点からも FM 転換に向けては必要な制度と考えます。</p> <p>○ c)について 親局を AM から FM へ変更後、FM ネットワークの一部を既設の AM 局で構成することを認める制度（AM 補完中継局又は AM 代替局）の導入に賛同します。エリアカバー率の維持する観点からも必要な制度と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送株式会社】</p>	
<p>○ c)について ここで示された、「AM 補完中継局」または「AM 代替局（仮称）」は、AM 事業者にとって 90%の世帯カバーを維持しながらも FM に転換するにあたって聴取者保護の観点から非常に効果のあるものと考えます。この制度に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ 選択肢 b) の考えに賛同します。</p> <p>○ あわせて、FM 転換を実施する AM 放送事業者においても、世帯カバー率向上の為に新たな FM 中継局を置局する場合、既存 FM 事業者に適用されている現行の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」、「無線システム普及支援事業費等補助金」などの補助金・交付金による支援を要望します。</p> <p>○ 選択肢 c) の考えに賛同します。</p> <p>○ そのうえで、この制度導入の時期、期間については、実証実験が本格化する 2023 年を開始時期とすることは当然のことながら、全国的な制度整備がなされる 2028 年以降においても、本制度が継続・維持されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS ラジオ】</p>	
<p>○ AM 放送ネットワークの一部を FM 補完中継局ではない FM 局で構築することを認める制度、及び</p>	

<p>FM放送ネットワークの一部を既設AM局で構築することを認める制度については、制度上の位置づけが必要であり、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p><input type="radio"/> b) 賛同します</p> <p><input type="radio"/> c) 賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ沖縄】</p>	
<p><input type="radio"/> FM放送ネットワークの一部を既設AM局で構築することを認める制度を新たに導入することに賛同</p> <p style="text-align: right;">【株式会社和歌山放送】</p>	
<p><input type="radio"/> b)について</p> <p>本制度が導入された場合は、AMの親局設備あるいは中継局設備の老朽化の度合いに応じて、適切な時期での「一部AM中継局の停波」、「一部AM中継局の運用を継続した上でのAM親局の停波」等を経ての最終的な「AMの完全停波」を目指す場合も考えられることから、2028年以降もAM放送のFM放送への転換が全国的に完了されるまでの期間は、本制度が継続・維持されるべきと考える。</p> <p><input type="radio"/> c)について</p> <p>本制度が導入された場合は、AMの親局設備あるいは中継局設備の老朽化の度合いに応じた自局の判断の下、適切な時期での「AM親局、及び一部AM中継局を存続させながらのFM転換」を実施することが考えられ、2028年以降も、本制度が継続・維持されるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	
<p><input type="radio"/> 想定される選択肢のうちa)については、AM、FMそれぞれを独立して「あまねく努力義務」を果たすことは、コスト面および運用面において過大な負担となり、現実的でなく不可能と考えます。</p> <p><input type="radio"/> b)については、AM中継局の停波の実施により現行制度上位置づけられなくなるFM補完中継局の取り扱い、エリアカバー維持努力のために必要となるFM補完中継局以外の新たなFM中継局を置局するうえで必要な制度であると考えます。</p> <p><input type="radio"/> c)については、親局のAMを停波させFMに変更する場合、エリアカバー維持努力のために残され</p>	

<p>たAM中継局を活用できるものであり、現実的で有効かつ必要な制度であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社岐阜放送】</p>	
<p>○ b) 賛同します。</p> <p>AM 中継局を停波する場合、制度上 FM 補完中継局に位置付けられない FM 局が存在することになり、欠くべからざる制度です。FM でのあまねく努力義務のためには、補完制度の条件にない FM 中継局の新たな制度が必要です。</p> <p>○ c) 賛同します。</p> <p>親局を AM から FM に変更し FM 事業者となった後も、世帯カバー率約 90%を概ね満たすためには既設 AM 局の一部（親局・中継局）を FM ネットワークの一部として認めることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CBCラジオ】</p>	
<p>○ a) コスト等の面で、現実的に運用は不可能と考えます。</p> <p>○ c) 賛同します。親局を AM から FM に変更し、FM 事業者となった後も、90%のエリアカバー維持努力の為に既存の AM 放送の送信設備（親局・中継局）を活用できる制度であるためです。すべての AM 社が 2028 年までに AM を完全に停波するのは現実的ではなく、北海道をはじめ広範な放送対象地域の AM 社は、既存の AM 放送の送信設備をエリア確保のために 2028 年以降も活用し続けることが予想されます。送信機の更新を近々に控える当社としても、この制度を強く要望します。</p> <p>○ 当社は制度としては c) を利用し、類型としては iii) の元・AM 親局を活用するモデルに則って FM 転換を検討することになりますが、2028 年以前に FM 受信可能エリアを拡充するため、FM 中継局を新設するというケースを想定し、AM が現行親局である段階でも FM 中継局の新設を可能とすることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
<p>○ AM 中継局を今回の実証実験（停波）の対象と想定した場合、当該エリアの FM 補完局の制度上の扱いについて「FM 代替局（仮称）」とする「制度 b」は極めて妥当であり大いに賛同します。</p> <p>○ また、FM 放送のネットワークの一部を AM 局で構築することを認める「制度 c」も、仮に親局が AM</p>	

<p>から FM に変わった場合でも、種々の都合や必要に応じて既存 AM 局の継続運用が担保されるものと理解でき、大いに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>○ AM 放送と FM 放送を併用する制度について必要十分な組み合わせが検討されていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	
<p>○ c) について 制度を新設することには概ね賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ 制度 C) FM 放送ネットワークの一部を既設 AM 局で構築することを認める制度「AM 補完中継局」及び「AM 代替局」を新たに導入することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>意見 4-30</p> <p>● 停波実験終了後、必要に応じて AM 補完局として AM 放送を継続し、ワイド FM 受信機の普及状況などを見て完全停波させるスキームも合わせて要望</p>	<p>考え方 4-30</p>
<p>○ 当社は、停波実験の方法として、規定の空中線電力から一定期間毎に少しずつ電力を低減し、受信実態を把握する方法を要望します。この方法は、減力量を増やす毎に受信者対応が行えるメリットがあるものと考えます。停波実験終了後、必要に応じて AM 補完局として AM 放送を継続し、ワイド FM 受信機の普及状況などを見て完全停波させるスキームも合わせて要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	<p>実証実験期間中に段階的に減力することは問題ございませんが、その期間中に最終的には停波まで実施いただく必要がございます。一方で、実証実験の成果を検証した結果、大きな問題が継続して起きている場合は、AM 放送を再開することも可能です。</p>
<p>意見 4-31</p> <p>● 元 AM 親局に対する重大放送事故対応や登録点検期間などの緩和を要望</p>	<p>考え方 4-31</p>
<p>○ AM 放送事業者が FM 放送事業者となった場合、元 AM 親局に対する重大放送事故対応や登録点検期間</p>	<p>元 AM 親局に対する重大事故報告義務及び</p>

<p>などの緩和を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p>	<p>無線局定期検査等については、その制度の趣旨や元 AM 親局のみでカバーしている世帯数等も踏まえて今後検討する予定です。</p>
<p>○ 現在「主たるFM補完中継局」では、AM親局と同様に、毎年の無線局定期検査が必要で15分以上の停波で重大事故報告の対象となっているが、放送局にとって負担が大きいものである。「主たるFM補完中継局」をFM親局に転換し、元AM親局をAM補完中継局として継続させる場合には、当該AM補完中継局（元AM親局）は、プラン局と同等の扱い（5年毎の無線局定期検査、2時間以上で重大事故の対象）に緩和する事を望む。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>	
<p>○ 仮にFM放送（親局・中継局）が主となり、AM親局等を「AM補完局（仮称）」として副的な扱いで継続運用している場合、AM設備は「補完設備」となります。聴取者・受信機普及率等との関係もありますが、「停波事故報告」や「無線局定期検査」の取り扱いについては、簡素化や法的な緩和等の柔軟な対応を望みます。なお、本制度の策定に当たっては、放送事業者の意見を十分考慮して方針を決定して頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【東北放送株式会社】</p>	
<p>○ AM放送・FM放送の併用となる選択肢の内、c)の「AM補完中継局」「AM代替局（仮称）」などの新たな免許制度の導入を強く推奨します。その際、AM補完局については、重大事故扱いに該当しないような配慮を要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	
<p>○ 制度c)によりFM事業者となって元AM親局をAM補完中継局として活用する場合、重大事故報告義務や定期検査の義務などのルールは緩和するよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	
<p>○ 制度c)により元AM親局をAM補完中継局として活用する場合、重大事故報告義務や定期検査の義務などについてはルール緩和を強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	

<p>○ FM事業者となって、元のAM親局をAM補完中継局として活用する場合は、重大事故報告義務や定期検査の義務等の緩和を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換、及びFM 放送エリア拡張の過程において、現在のAM 親局がAM 補完中継局となりサービスを継続する場合には、重大事故報告や定期検査の義務を中継局のレベルまで緩和するよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<p>○ 定期検査や重大事故報告義務の扱いにおいて、放送事業者の負担が軽減されるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	
<p>○ 「AM 補完中継局」及び／又は「AM 代替局（仮称）」制度の適用により中継局となった元 AM 親局に対して、それ以前と同様の重大事故報告義務を課すことは、結果として、「放送事業の基盤強化」という本来の目的の達成を妨げることになりかねないことから、慎重な判断を要望したい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ AM放送・FM放送併用時は、エリア確保のための対策であることやFM転換の根本である経営基盤強化ということを考慮し、ダブル免許の場合を除き、親局とならない局は定期検査・放送事故等の扱いも中継局同等とすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	
<p>○ FM 事業者となって元 AM 親局を AM 補完中継局（仮称）として活用する場合、重大事故報告義務や定期検査の義務などについては、ルール緩和されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ この制度（選択肢c）導入により元 AM 親局を AM 補完中継局（AM 代替局・仮称）として活用する場合は、AM 親局に課せられた義務を緩和し、重大事故報告義務や定期検査義務などについては、柔軟な対応を強く要望します。</p>	

<p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 現在「主たるFM補完中継局」はAM親局と同様に、毎年の無線局定期検査が必要で、15分以上の停波で重大事故報告の対象となっていますが、非常に負担が大きいものです。「主たるFM補完中継局」をFM親局に転換し、元AM親局をAM補完中継局として継続させる場合、元AM親局はプラン局と同等の扱いとするよう、検査期間と報告義務の緩和を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ FM事業者となって元AM親局をAM補完中継局として活用する場合、重大事故報告義務や定期検査の義務などは、負担も多いことからルール緩和されることを強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送株式会社】</p>	
<p>○ 「AM補完中継局」及び「AM代替局（仮称）」制度の適用により中継局となった元AM局に対して、それ以前と同様の、重大事故報告義務の対象から除外することを強く要望したい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社和歌山放送】</p>	
<p>○ 「AM補完中継局」及び／又は「AM代替局（仮称）」制度の適用により中継局となった元AM親局に対しては、重大事故報告義務を除外頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	
<p>○ 現在、主たるFM補完局では、AM親局と同等に無線局定期検査が毎年必要で、15分以上の停波で重大事故の対象となり報告義務が発生しています。</p> <p>○ 移行する4類型のうちiii)における④元・AM親局について、重大事故の対象とならずかつ無線局定期検査の頻度が緩和されると、維持管理の労力・費用の軽減に繋がります。AM放送とFM放送の併用がしやすくなることから、元・AM親局の扱いについての検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社岐阜放送】</p>	
<p>○ 制度c)により、FM事業者となって元AM親局をAM補完局（仮称）として活用する場合、設置に際して満たすべき放送の安全信頼に関する技術基準、重大事故報告義務や定期検査の義務等については、中継局の基準に則った形でのルールの緩和を強く要望します。</p>	

<p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	
<p>○ 旧 AM 親局を「制度 c」にて活用する場合には、重大事故の報告義務などの点で、ルールが緩和されることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>○ 今後制度を具体化していくに際しては、特に 7 ページ C) の「AM 補完中継局」等において、この FM 転換等が民間 AM ラジオ事業者の経営の厳しさから行われることを踏まえて、元の AM 親局については、重大事故の報告や定期検査において、親局相当ではなく単なる中継局として取り扱われるよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 放送ネットワークの一部となった元 AM 親局に関しては、重大事故報告や定期検査等の制度について、中継局以下の扱いとしていただく事を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ FM 事業者となって元 AM 親局を AM 補完中継局（仮称）として活用する場合、重大事故報告義務や定期検査の義務などについては、ルール緩和されることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p>	
<p>○ 元 AM 親局を AM 補完中継局として活用する場合、重大事故報告義務や定期検査の義務などについては、ルールが緩和されることを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社中国放送】</p>	
<p>意見 4-32</p> <p>● 速やかに近隣地区のラジオ放送事業者はその情報が伝わるしくみを構築する旨の表記を要望</p>	<p>考え方 4-32</p>
<p>○ 広域ラジオ放送事業者が AM 補完を実施する場合（AM 親局を継続する場合も含む）、近隣地区に大きな影響を及ぼすことが考えられるので、速やかに近隣地区のラジオ放送事業者はその情報が伝わるしくみを構築する旨の表記を要望いたします。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、住民・近隣地区の関係者等に必要な情報が適切に共有される仕組みを検討いたします。</p>

【四国放送株式会社】	
<p>意見 4-33</p> <p>● AM親局の運用を継続する場合は親局をFMに転換するのではなく、AM放送事業者として継続を要望</p>	<p>考え方 4-33</p>
<p>○ AM親局の運用を継続する場合は親局をFMに転換するのではなく、AM放送事業者として継続すべきである。</p> <p>○ iii)は『AM親局の停波を行う事業者（中継局はAMで継続）』とすべきである。 【株式会社エフエム愛知】</p>	<p>広範囲なAM親局の放送区域全域をFM局でカバーするには、置局等に莫大な費用・時間が必要となることを考慮し、FM転換後も短期間は元AM親局の運用継続を認めることがFM転換の趣旨も踏まえ適当と考えます。</p>
<p>○ AM親局をFMに転換するのであれば、少なくともAM親局は停波すべきである。 【株式会社エフエム大阪】</p>	<p>一方で、元AM親局を継続運用する場合でも、なるべく早期にFM局のみで放送対象地域をカバーするよう取組が進められることを想定しています。</p>
<p>○ AM親局の運用を継続するのであればAMラジオ放送事業者であり続けるべきであり、それをFMラジオ放送事業者として認め得る新制度を作る必要性は、本年6月の「基盤強化とりまとめ」で示された考え方の中には認められません。</p> <p>○ また、AMラジオ放送事業者が放送対象地域の一部をFM中継局でカバーすることは、富山と沖縄に例があり、現行制度で対応可能と認識しております。</p> <p>○ iii)を、『AM親局を停波してFMに転換するが、AM中継局の運用を継続する事業者』と改めるべきと考えます。 【株式会社エフエム東京】</p>	
<p>○ AM親局の運用を継続するのであれば、AMラジオ放送事業者であり続けるべきであり、それをFMラジオ放送事業者として認め得る新制度を作る必要性は、本年6月の「基盤強化とりまとめ」で示された考え方の中では認められておりません。</p> <p>○ また、AMラジオ放送事業者が放送対象地域の一部をFM中継局でカバーすることは、富山と沖縄に例があり、現行制度で対応可能と認識しています。</p> <p>○ iii)を「AM親局を停波してFMに転換するが、AM中継局の運用を継続する事業者」と改めるべきと</p>	

<p>考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエムラジオ新潟】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ AM 親局の運用を継続するのであれば、AM ラジオ放送事業者であり続けるべきであり、それを FM ラジオ放送事業者として認め得る新制度を作る必要性は無いように思います。 ○ また AM ラジオ放送事業者が放送対象地域の一部を FM 中継局でカバーすることは、富山と沖縄に例があり、現行制度で対応可能であると認識しております。 ○ iii) を、『AM 親局を停波して FM に転換するが、AM 中継局の運用を継続する事業者』と改めるべきです。 <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム高知】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ AM 親局の運用を継続するのであれば AM ラジオ放送事業者であり続けるべきであり、それを FM ラジオ放送事業者として認め得る新制度を作る必要性は、本年 6 月の「基盤取りまとめ」で示された考え方の中には認められません。 ○ また、AM ラジオ放送事業者が放送対象地域の一部を FM 中継局でカバーすることは、既に例があり、現行制度で対応可能と認識しています。 ○ iii) を「AM 親局を停波して FM に転換するが、AM 中継局の運用を継続する事業者」と改めるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送株式会社】</p>	
<p>③ 放送対象地域</p>	
<p>意見 4-34</p> <p>● 放送対象地域の在り方に関しては公平な競争環境が確保される制度整備を要望</p>	<p>考え方 4-34</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ P 8 上段「当然のことながら・・・新たな放送対象地域を設定する、・・・対象地域を縮小することは今般の検討の対象外である。」とありますが、実証実験の基本方針 a) 「・・・単純に現在 AM 波で放送されている放送コンテンツを FM 波で放送するものであるから、・・・」にそって実証実験を行うことにより、現行制度に位置づけのない広域 FM 局の自然発生的側面があります。「基 	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。 なお、既存の民間 FM 放送事業者内の考え方の集約に当たっては、まずは既存の民間 FM</p>

<p>盤強化に関する検討分科会」における、「既存FMラジオ事業者と公平な・・・現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要である。」との提言をふまえて、放送対象地域の在り方に関しては公平な競争環境が確保される制度整備を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ベイエフエム】</p>	<p>放送事業者が主導して実施いただきたく存じます。</p>
<p>○ 総務省の考え方(案)には、「民間ラジオ放送事業者の放送対象地域に関しては、現在基幹放送普及計画において、AM放送については、関東・中京・近畿の広域圏が設定されている一方、FM放送については、これらの地域においても都道府県域の放送対象地域とされている。これらの地域におけるAM放送事業者がFM放送への転換を進めることで、広域のFM放送が実施されることとなり、従来のFM放送事業者との関係が論点となるが、本年6月の「基盤強化取りまとめ」においては、「既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要である。」とされている。」と記述されています。</p> <p>○ 広域圏においてAM放送のFM放送への転換が行われますと、従来存在しなかった経営規模の大きな広域のFM放送事業者が誕生することとなり、私ども県域のFM放送事業者としましては、市場競争の不均衡の観点から懸念しているところでございます。</p> <p>○ 国におかれましては、引き続き関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げ、AM放送事業者のみならず、従来のFM放送事業者を含めたラジオ放送事業者全体の公平な競争環境を確保されるとともに、ラジオ放送事業者全体の経営基盤が強化されるよう整理されることを強く希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【横浜エフエム放送株式会社】</p>	
<p>○ 実証実験の考え方(案)においては、「広域のFM放送が実施されることになり、従来のFM放送事業者との関係が論点となるが、本年6月の「基盤強化取りまとめ」においては、「既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要である。」とされている。」とあります。</p> <p>○ 広域のFM放送事業者と同じ広域圏内の既存の県域FMラジオ放送事業者の関係は、公平な競争環</p>	

<p>境という観点からは、放送事業の使命を果たすための事業実施体制や経営基盤の確保にも重大な影響を与えるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ラジオ放送事業全体の発展のためにも、新たな放送対象地域の制度整備に際しては、幅広い意見の集約と公正な手続きに基づき実施していただくことを希望します。 ○ 実証実験の考え方（案）においては、「まずは、既存の民間FM放送事業者として、使用可能な周波数の有無やあまねく努力義務の実現可能性も含めて、考え方を集約することが望ましく、その上で、基本方針a）も踏まえながら検討を重ねることが必要である。」とあります。 ○ 既存の民間県域FM放送事業者は、広域圏内の放送事業者とこれ以外の放送事業者、都市部の放送事業者とローカルの放送事業者、ネットワーク加盟局と独立局など置かれている状況が多様です。また、放送局が所在する地理的条件から、あまねく努力義務の実現の容易さも異なります。 ○ このように既存の各民間FM放送事業者の状況が異なり、考え方の集約作業には困難も予想されるため、集約に当たっては国等が主導していただくことを希望します。 <p style="text-align: right;">【株式会社エフエムナックファイブ】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要」と「基盤強化とりまとめ」において記載された件に関し、この整合性整理にあたっては、逆に当社のような広域圏内の県域AMラジオ事業者の公平な競争を阻害することにならないよう特段の配慮をお願いいたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中程に記載がある、「基盤強化取りまとめ」においては、「既存のFMラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から整理が必要である。」と改めて記載頂いた点について賛同いたします。 ○ 大都市圏においては広域AMラジオ事業者と県域FMラジオ放送事業者のカバーエリアは重なっている部分も多く、カバーエリアの大小が生じる制度は、AMラジオからFMラジオ放送への転換や両放送の併用のいずれにおいても、既存FM放送局の経営基盤を揺るがす可能性があります。放送対象 	

<p>地域の検討に当たっては、透明性をもって慎重に議論し、既存 FM 放送局に不利益とならないよう配慮を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 FM802】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実証実験においてもエリアに対する考え方は重要だと考えます。 ○ 「基盤強化取りまとめ」で指摘されている「既存の FM ラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、放送対象地域に関する現行のラジオ放送制度との整合性について整理が必要である。」を尊重し、むやみな FM 広域化には制限が必要と考えます。 ○ また、周波数の効率的な利用を前提としても、周波数資源はひっ迫しているため、広域化を伴うような置局については、既存の FM 中継ネットワークに影響を与えないよう十分に注意すべきです。 <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送株式会社】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「AM 放送については、関東・中京・近畿の広域圏が設定される一方、FM 放送については、これらの地域においても都道府県域の放送対象地域とされている。これらの地域における AM 放送事業者が FM 放送への転換を進めることで、広域の FM 放送が実施されることとなり」と記述されています。 ○ この広域圏の AM 放送が FM 放送へ転換しますと、既存の県域 FM 放送とは違う大きな放送エリアと、経営規模を持った FM 放送事業者が誕生し、現状の FM 放送の均衡が崩れることも考えられ、その広域圏に含まれる県域 FM 放送事業者は経営的なダメージを受ける懸念があります。 ○ よって国におかれましては、AM 放送事業者のみならず FM 放送事業者の意見や要望を十分に汲み上げ、ラジオ放送事業者全体の公平な競争環境の確保と、経営基盤強化がなされるよう、整理されることを強く希望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社 J-WAVE】</p>	
<p>④ 政見放送</p>	
<p>意見 4-35</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公職選挙法の改正を要望 	<p>考え方 4-35</p>

<p>○ 政見放送につきましては、公益の面からもFM放送も対象とすることが望ましいと考えており、公職選挙法の改正を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>○ ラジオ放送による政見放送は、基幹FM放送局も実施すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイビーシー岩手放送】</p>	
<p>○ 「FM放送は対象とされていないことに留意が必要である」との表記に関し、公正に実施されるべき選挙において、従来のAM放送事業者が担ってきた役割を継続することにつながることを前提とした表記を加えてほしいと考えます。</p> <p>○ AM放送停波後、FM放送に転換した場合、ラジオ放送事業者として引き続き政見放送ができるような法改正が必要だと考えます。その際、報道機関として日頃から取材をして聴取者にニュースを届けている事業者とそうでない事業者とは有権者のために差別化する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	
<p>○ 政見放送について、現行法上「ラジオはAM放送でしか認めない」ように見える為、FM補完放送の扱いも法律の条文に加える事と、該当県に県域AM放送局がない場合、民放FM放送局で政見放送を認める等、柔軟な対応をされる事を強く要望致します</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
<p>意見 4-36</p> <p>● 「中波放送のみが対象とされており、超短波放送は対象とされていない・・・」に修正を要望</p>	<p>考え方 4-36</p>
<p>○ 『AM放送（中波放送）のみが対象とされており、FM放送は対象とされていない・・・』と記載されているが、（参考）には放送法第二条第十六号に規定する中波放送とあり、放送法第二条第十六号では「中波放送」とは五百二十六.五キロヘルツから千六百六.五キロヘルツとある。</p> <p>○ 放送法第二条第十六号・十七号に定義されているように『中波放送のみが対象とされており、超短波放送は対象とされていない・・・』とすべきである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「FM放送」を「FM放送（超短波放送）」に修正いたします。</p>

【株式会社エフエム愛知】	
⑤ 国による財政支援	
<p>意見 4-37</p> <p>● 国による財政支援の要望（コールセンターの設置・運営、AM 局の撤去、FM 局の置局）</p> <p>○ 実証実験時には、聴取者等から様々な意見等が出てくるものと予想されます。総務省が主体となって実施する実証実験においては、統一的な対応をとることが望ましく、全国からの意見、質問を受けられるコールセンターの設置が不可欠であると考えます。コールセンターの設置・運営などへの支援を強く要望します。</p> <p>○ 実証実験終了後、AM 放送設備を撤去するにあたっての支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本放送】</p> <p>○ 今回総務省が主体となって実施する実証実験については、聴取者対応のためのコールセンター等の設置については支援をお願いしたい。</p> <p>○ AM 停波後の廃局についても放送事業の基盤強化の観点から何らかの支援をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【北陸放送株式会社】</p> <p>○ 送信設備の更新・維持は負担が大きく経営を圧迫する大きな要因である。特に広大な北海道では多くの送信所が必要であり負担が非常に大きい。カバーエリアの問題で AM 放送を維持せざるをえない地域もある。放送を維持するため、従来の AM 送信設備の維持、更新、及び AM 送信所の移転においても国の支援制度を望む。</p> <p>○ 民放ラジオの経営環境は年々厳しくなると思われ、転換した FM 送信設備の維持更新にも苦勞することが予想される。国の支援制度は FM 置局時のみならず、置局後の維持更新においても望む。</p> <p>○ FM 転換により停波した AM 親局、AM 中継局の撤去に関わる費用についても負担が大きいため、国の支援制度を望む。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p> <p>○ 実証実験時における聴取者対応のコールセンター運営などについては支援を要望いたします。</p>	<p>考え方 4-37</p> <p>基本方針 b)に記載のとおり、FM 転換等は民間 AM ラジオ放送事業者各社の経営判断によって行われるものであり、また既存の民間 FM ラジオ放送事業者との公平な競争環境を確保する観点から、国による財政支援は想定していません。</p> <p>一方、現在の「民放ラジオ難聴解消支援事業」等による FM 補完中継局の整備費用等の一部補助については、各補助事業の趣旨等に合致している場合、引き続き申請いただくことは可能です。</p> <p>また、2023 年及び 2025 年の先行停波は、総務省の実証事業として実施することから、総務省において、聴取者保護の観点より、例えば、実証事業に関する問い合わせ等に対応する共通コールセンターの設置を検討しています。</p>

【株式会社南日本放送】	
<p>○ AM放送からFM放送への転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものではありませんが、電波行政の監督官庁である総務省として、以下対応を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が主体となって実施するAM停波の「実証実験」時等に必要となる聴取者コールセンターの運営。(地上デジタル放送への完全移行時と同様に) ・ 民間ラジオ事業者の経営状況は厳しいため、仮にFM放送事業者となり、AM送信所が停波となった場合における、旧AM送信設備(局舎・電源・鉄塔・空中線・送信機)の撤去費用の国費負担。 	
【東北放送株式会社】	
<p>○ 国による受信者向けのホームページの開設や問い合わせコールセンター(周知や広報および受信機相談対応を行う機関など)の設置や、AM送信設備等の撤去費用についても国の財政的な支援を強く要望致します。</p>	
【南海放送株式会社】	
<p>○ 地方局は、地域ジャーナリズムや地域の魅力を発信する役割に加えて、自然災害が全国で頻発する中、「命を守る」情報の発信拠点としての役割を地域社会から強く求められるようになってきました。本案では「AM放送のFM転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」としてはいますが、人口減少・高齢化する地域社会を維持する観点からも、地域の安全・安心や活性化のためFM転換に取り組む地方局への財政支援が必要と考えます。</p> <p>○ 具体的には地方局の経営を圧迫するFM中継局の建設やAM中継局撤去に対する支援のほか、総務省が主体となって実施するAM停波の実証実験時に必要となる聴取者対応のコールセンターの運営などを要望します。</p>	
【青森放送株式会社】	
<p>○ 実証実験実施の際には聴取者の相談を受け付けたり、混乱を避けたりするためにコールセンター等</p>	

の問い合わせ窓口が必要です。実証実験を全国で一斉に実施する場合、より効率的な運営及び課題や問い合わせ状況の一元的な管理を可能とするために集中センター方式とすることが望ましいと考えます。コールセンターの運営に関しては単独の放送局の利益というよりも全国の聴取者を保護するという観点から是非とも国の支援を求めます。

【RKB 毎日放送株式会社】

- 総務省が主体となって実施するAM停波の実証実験を行う場合、聴取者対応のコールセンターの運営についての支援を要望します。
- 残ったAM放送設備を維持管理していくにも莫大な費用がかかり経営を圧迫するため、支援を要望します。
- AM停波後の設備の撤去費用も莫大な金額となり、厳しい経営環境の中では大変なため、支援を要望します。

【西日本放送株式会社】

- 「AM放送のFM転換は民間ラジオ放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない。」とのことですが、FM転換は、AM放送設備の老朽化が進み、設備維持コスト等がAM放送事業者の経営上の課題となっていることが発端となり制度が整備されることとなった経緯と、FM転換後のラジオは、災害情報提供など国土強靱化に寄与するメディアとしての役割が大きくなるという観点から、速やかに以下の公的支援を希望します。
 - ・ 新たに取得したFM送信設備の税制支援（固定資産税、法人税等の優遇措置）
 - ・ FM放送設備導入費用補助
 - ・ 老朽化したAM放送設備（放送機、局舎、空中線、電源設備等）をAM停波まで維持するための費用補助
 - ・ AM停波後の放送設備（放送機、局舎、空中線、電源設備等）撤去費用補助
- 事前の周知広報を行っても、実際にAMラジオを停波した際には、リスナーから一時的に問い合わせが殺到することが想定されますが、当社と同様に多くの放送事業者は、集中した受信者からの問

<p>い合わせに、適切に対応できる体制が整っておりません。 コールセンターを設置する等、国による相談窓口整備を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山陰放送】</p>	
<p>○ AM停波の実証実験時の聴取者対応コールセンターについては共同で行えるような支援策の検討を要望いたします。</p> <p>○ FM転換をするためにはFM局（補完局を含む）の置局が必要であります。現在の民ラジの補助金支援措置の継続を願います。</p> <p>○ FM転換後のAM送信所の撤去についても何らかの支援措置が講じられることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	
<p>○ 総務省が中心となって実施する実証実験時に、聴取者対応コールセンター、普及広報等の業務の補助を希望する。</p> <p>○ また、カバー率の維持、補完のために中継局を開設する場合、経営環境の改善とは逆の事態になってしまう。国からの援助を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送株式会社】</p>	
<p>○ AM 放送のFM 放送転換は、放送事業の基盤を維持するため民間AM 放送事業者が選択する施策であることを十分に斟酌いただきたい。</p> <p>○ 特に、FM 転換後のAM 放送設備撤去は、放送事業者の財政事情を大きく圧迫することが予想されることより、相応の援助を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送ラジオ株式会社】</p>	
<p>○ FM転換は、民間AM放送事業者の経営基盤強化を目的としており、経営判断により行われるものではありませんが、FM転換後のAM施設の撤去等において、国の財政支援を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【信越放送株式会社】</p>	
<p>○ 「FM 転換」に伴い発生する「AM 停波後の送信設備撤去」については、多額な費用が必要となる</p> <p>○ 本来、経営基盤強化（＝放送ネットワークの強靱化）を目的としその実現が促進されるべきFM 転</p>	

<p>換が、これを理由に断念され或いは逡巡される場合も考えられることから、その費用について公的支援の対象とすることを要望したい</p> <p>○ 加えて、FM 転換前の FM 補完中継局整備、FM 代替局（仮称）整備ならびに、FM 転換後の FM 中継局整備等については「放送ネットワークの強靱化」の観点から、引き続き国による財政支援を強く要望したい</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>○ FM 転換後、AM 局の空中線、局舎等、多額の撤去費用が見込まれ、経営を圧迫しかねないことから、AM 局の撤去費用についても何らかの援助を要望する。</p> <p>○ リスナーからの問い合わせに対応するコールセンター等の設置についても併せて要望する。</p> <p style="text-align: right;">【山形放送株式会社】</p>	
<p>○ 総務省が主体となって実施する AM 停波の実証実験時において必要となる聴取者対応コールセンター運営、周知広報活動などに支援を要望します。</p> <p>○ FM 転換前の FM 補完中継局整備、FM 代替局（仮称）整備ならびに、FM 転換後の FM 中継局整備等については「放送ネットワークの強靱化」の観点から、引き続き国による財政支援を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社文化放送】</p>	
<p>○ 聴取者への周知や諸々の問い合わせへの対応など実証実験の実施に必要な取り組みについては、国が一定の役割を果たしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
<p>○ FM 転換に係るワイド FM 対応受信機普及のための周知公報並びに実証実験中における聴取者対応については、聴取者対応コールセンターの運営などの援助を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	
<p>○ FM 転換を実施する AM 放送事業者においても、国土強靱化を実効性のあるものとするために、現行の「放送ネットワーク整備支援事業費補助金」、「無線システム普及支援事業費等補助金」などの補</p>	

<p>助金・交付金による支援を引き続き要望します。</p> <p>○ 「実証実験」は総務省が主体となって実施するものという観点からも、実験時に必要となる聴取者対応コールセンター運営への財政支援を強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSラジオ】</p>	
<p>○ 弊社はグループ内にAMラジオ局を持ち、送信設備の更新・維持が現状でもグループ全体の経営を圧迫しています。広大な北海道は他地区と比べ人口密度が低く、売上にリンクする経済規模が小さいのに比して、多数の送信所が必要であり、今後、恒常的にラジオ単体の赤字が継続する懸念を抱いています。ラジオ放送の公共的役割に鑑み、従来のAM送信設備の維持、更新、送信所移転においても国の支援制度を要望します。</p> <p>○ また転換後はFM送信設備の維持更新でも負担が増加するのは必至です。国の支援は置局時のみならず、置局後の維持更新においても実施されることを要望します。またAM親局・中継局を停波する場合の撤去費用にも、国の支援制度を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
<p>○ AM停波の実証実験時には、総務省が主体となって聴取者対応コールセンター運営を要望したい。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送株式会社】</p>	
<p>○ 実証実験時にAM停波による聴取者の混乱が予想されており周知にかかるものに援助を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ沖縄】</p>	
<p>○ 弊社のFM放送設備は、災害放送の意義が認められ国の補助金をもとに和歌山県が事業主体となって、公設民営で整備された経緯がある</p> <p>○ そこで、引き続き公的支援によって整備されることが必然とされるため、FM転換に伴い発生する「AM停波後の送信設備撤去」「ネットワーク構築による回線の強化」及び「送信設備や放送設備」についても、その費用について公的支援の対象とすることを強くお願いしたい</p> <p>○ FM転換後のFM中継局整備等については「放送の強靱化」の観点から、引き続き国による財政支援</p>	

<p>を強く要望したい</p> <p style="text-align: right;">【株式会社和歌山放送】</p>	
<p>○ 総務省が主体となって実施するAM停波の実証実験時に、必要となる聴取者対応コールセンター運営などの援助を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮崎放送】</p>	
<p>○ AM送信設備撤去は、多額の経費を要する。AM送信設備撤去は、経営基盤強化を目的として実施するFM転換の一連の流れの中で、発生するものであることから、その費用についても支援の対象として検討頂きたい。</p> <p>○ 「FM補完中継局ではないFM局」の開設においても、従来のFM補完中継局同様、国の支援をお願いしたい。</p> <p>○ FM転換前のFM補完中継局整備と同様に、FM代替局（仮称）整備及びFM転換後のFM中継局整備等についても、引き続き国による財政支援をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	
<p>○ 実証実験については総務省が主体となって実施されることから、実験期間中の聴取者から問い合わせ窓口となるコールセンター運営について援助を希望します。</p> <p>○ AM停波後の設備撤去について、FM転換後のラジオ事業者の経営を圧迫するもので事業基盤強化の観点で国からの援助がされることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社岐阜放送】</p>	
<p>○ まず、前提として、実証実験に関しては将来を見ずえては賛成です。転換に関しても経営の自由度を担保することになるとも思いますし時代の潮流でもあると考えます。</p> <p>○ しかし地方単営局には、転換自体が資金的に現実的ではない局も存在することを認識してほしいと思います。県域各地にアンテナを立て送信機を設置する費用、その毎月のランニングコスト、そしてAM局舎・アンテナ解体・敷地の原状回復等の莫大な費用。現在の単営ラジオ局にはそれに耐えられない局もあるということです。キー局やラテ兼営局はAM・FMの2重コストの負担解消で逆</p>	

にコスト減になるとお聞きします。しかし全ての局がそうではありません。弊社は地域の情報インフラとしてまた放送の強靱化という観点からも、単営社としてはAM・FMを両方放送していくことが好ましいと考えております。しかしFMの聴取状況の良さやその音質、AM端末の今後等を考えると、また想定される経営環境の悪化を受けて、将来転換を考えざるを得ないとも思われます。その中で実証実験にさえ参加できず、今後も当面AM放送を続けざるを得ない地方局もあるという現実を理解していただき、それぞれの局の経営判断といえども、実証実験時も含めてFM転換に関しては是非公的援助をお願いしたいと思えます。

【株式会社ラジオ関西】

- 総務省が主体となって実施する実証実験において、聴取者対応コールセンターの設置を要望します。
- AM放送事業者によるFM放送への転換について、今後も国による財政支援を継続的に検討頂くことを要望します。

【株式会社CBCラジオ】

- 総務省が主体となって実施するAM停波の実証実験時に必要となる、聴取者対応コールセンター運営の援助等を要望します。
- FM転換はラジオ放送事業者の経営判断ですが、放送事業の基盤強化という趣旨に則り、FM転換後のAM放送設備撤去の援助について、今後の前向きな検討を要望します。

【株式会社毎日放送】

- 今回の取り組みは、全国の民間AMラジオ放送事業者が、それぞれの地域ごとに多様な環境下にはあるものの、共通の課題である経営基盤の強化を図るために、一定の足並みで揃って取り組むものと認識しています。
- このため、円滑な実施のためには社会的な関心を高めたり全国的に気運を盛り上げたりすることが必要不可欠であり、聴取者対応のためのコールセンター等の設置や運用、それに統一キャンペーン等の展開は欠かせないと心得ます。

<p>○ また、実験の終了後に長年の地域のランドマークでもあった大きな鉄塔と建物の早期の撤去は「当該地域での AM 放送サービス終了」の象徴的なものになると受け止めます。</p> <p>○ これらのソフト面ハード面における多様な取り組みには相当の経費が想定されますが、社会的関心を高めて気運を盛り上げることで円滑な実証実験の実現とその後の制度整備への理解を深めるために、財政面での支援を強く要望したく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	
<p>○ 「実証実験」の後の AM 放送局の廃止に際してはその空中線の撤去が課題になると考えます。送信鉄塔は長大な工作物であり、地下に埋設されている基礎部分や多数のラジアルアースを含めてその撤去には莫大な費用を要します。</p> <p>○ 今回の FM 転換等が民間 AM ラジオ事業者の経営上の厳しさ、特に AM 送信空中線の維持が課題になって行われることを考慮して、それと同等の負担を生じさせかねない空中線の撤去については、財政面や撤去までの期間に関して特別の配慮を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	
<p>○ AM 放送事業者の経営状況も鑑み、FM 補完中継局整備への財政支援だけでなく、AM 中継局の撤去費用等、国による幅広い財政支援を強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社京都放送】</p>	
<p>○ 実証実験後に停波となる AM 放送局はいずれ廃局になるのは必然です。AM アンテナは鉄塔以外にラジアルアースや支線アンカーの撤去が必要であり、これらの撤去の際には多額の費用が予想されます。FM 転換の際には撤去のための財政支援を要望いたします。</p> <p>○ テレビのデジタル化に開設した様な聴取者対応コールセンターは証実験の実施期間中に、リスナーの反応や、ワイド FM 受信機の認知度と普及率などのデータを共有することができる等からコールセンターの開設を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ福島】</p>	
<p>意見 4-38</p>	<p>考え方 4-38</p>

● 民放ラジオ難聴解消支援事業の適用除外を要望	
<p>○ 「AM放送のFM転換は国による財政支援は想定していない」とあるが、今後においては「民放ラジオ難聴解消支援事業」においてFM方式によるAMラジオ放送の補完中継局として補助金を受けた場合のFM転換は結果として財政支援にあたるのではないかと。補助金が財政支援にならないように対応されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム愛知】</p>	
<p>○ 「民放ラジオ難聴解消支援事業」補助金は、AM親局・中継局が運用されていることが要件となっている場合があります。補助金を受けたAM局が、それをFM転換で停波することは、受給要件を自ら消滅させるということになります。難聴解消を目的とする補助金が正しく運用され、「FM転換という民間ラジオ放送事業者の経営判断」を、結果的に「財政支援」することにならないよう、国が適切に対応されるものと想定しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム大阪】</p>	<p>「民放ラジオ難聴解消支援事業」等によるFM補完中継局の整備費用等の一部補助については、各補助事業の趣旨等を踏まえ、既存の民間FMラジオ放送事業者との公平な競争環境の確保にも配慮し、引き続き適切に実施いたします。</p>
<p>○ 「民放ラジオ難聴解消支援事業」補助金は、AM親局・中継局が運用されていることが要件となっている場合があります。補助金を受けたAM局が、それをFM転換で停波することは、受給要件を自ら消滅させるということになります。</p> <p>○ このため、国は、制度上、FM転換するAM局に対し、同補助金を受けて設置したFM補完局の残存価値に応じて補助金の返還を求める、又は同補助金をこれから申請するAM局に対し、近い将来FM転換する意思がないことを約束させるなどの措置を取ることが可能であると認識しています。</p> <p>○ 難聴解消を目的とする補助金が、「FM転換という民間ラジオ放送事業者の経営判断」を、結果的に「財政支援」することにならないよう、国が適切に対応されるものと想定しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	
<p>○ 「民間ラジオ難聴解消支援事業」補助金は、AM親局・中継局が運用されていることが要件となっている場合があります。補助金を受けたAM放送事業者が、それをFM転換で停波することは、受給要件を自ら消滅させるということになります。</p>	

○ このため、国は制度上、FM 転換する AM 放送事業者に対して、同補助金を受けて設置した FM 補完局の残存価値に応じて補助金の返還を求める、又は同補助金をこれから申請する AM 放送事業者に対し、近い将来 FM 転換する意思がないことを約束させる等の措置を取る事が可能であると認識しています。

○ 難聴解消を目的とする補助金が、「FM 転換という民間ラジオ放送事業の経営判断」を、結果的に「財政支援」することにならないよう、適切に対応していただきたいと思ひます。

【株式会社エフエムラジオ新潟】

○ 「民放ラジオ難聴解消支援事業」補助金は、AM 親局・中継局が運用されていることが要件となっている場合があり、補助金を受けた AM 局が、それを FM 転換で停波することは、受給要件を自ら消滅させるということになると考えます。

○ このため、国は、制度上、FM 転換する AM 局に対し、同補助金を受けて設置した FM 補完局の残存価値に応じて補助金の返還を求める、又は同補助金をこれから申請する AM 局に対し、近い将来 FM 転換する意思がないことを約束させるなどの措置をとるべきです。

○ 難聴解消を目的とする補助金が、「FM 転換という民間ラジオ放送事業者の経営判断」を、結果的に「財政支援」することにならないよう、国が適切に対応されるものと考えております。

【株式会社エフエム高知】

○ 「民放ラジオ難聴解消支援事業」補助金は、AM 親局・中継局が運用されていることが要件となっています。補助金を受けた AM 局が、それを FM 転換で停波することは、受給要件を自ら消滅させることとなります。

○ このため、国は制度上 FM 転換する AM 局に対し、同補助金を受けて設置した FM 補完局の残存価値に応じて補助金の返還を求める、または同補助金をこれから申請する AM 局に対し、近い将来 FM 転換する意思が無いことを約束させるなどの措置をとることが可能であると認識しています。

○ 難聴解消を目的とする補助金が「FM 転換という民間ラジオ放送事業者の経営判断」を結果的に「財政支援」することにならないよう、国が適切に対応すべきものと考えます。

【静岡エフエム放送株式会社】	
実証実験の考え方(案)全体に関する意見	
意見 5-1	考え方 5-1
● 実証実験の考え方(案)に賛同	
○ AM放送のFM放送への転換にむけて制度整備の方向性が示されたことは、AM放送事業者の経営判断の選択の幅を広げるものであり、検討機会が与えられたことは意義のあるものと考えます。また、提案内容については大筋で賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	基本的に賛同の御意見として承ります。
○ 全体として本案に賛成いたします。 ○ その上で国におかれましては、AM放送のFM放送への転換等に限らず、今後のラジオ放送に関する政策の立案及び実行に当たりましては、引き続き関係事業者の実態及び要望を十分に汲み上げていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【横浜エフエム放送株式会社】</p>	
○ 本案の「実証実験」が、厳しい経営状況が続くAMラジオ事業者にとって、経営施策の選択肢が増えることになり、評価できるものと考え、賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
○ 本年6月の「放送事業の基盤強化のとりまとめ」において、民間ラジオ事業者の営業収入の減少やAM放送に係る設備投資の限界等の事情を踏まえた、各社の経営判断によるAM放送のFM放送への転換が提言されました。今回、その制度整備に先駆けた、先行停波・FM放送への転換を行う実証実験の具体案が示されましたことにより、AM放送事業者に経営の選択肢がより具体的に広がったことに強く賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社TBSホールディングス】</p>	
○ 本案の成り立ちは「1. はじめに」で簡潔にまとめられていますが、経営状況が非常に厳しい民間ラジオ事業者が如何にしてその社会的役割を果たしていけるかという難題に対して、「基盤強化取	

<p>りまとめ」等を通して当局と関係者が議論と検討を重ねた結果がこのようなFM放送への転換等の具体案という形にまとまったことを高く評価します。</p> <p>○ その根本には厳しい経営状況に対して個社として対応するだけでなく、ラジオ放送という国民生活に必要なメディアは維持しなければならないという様々な立場の方々に共通する思いがあったためではないかと考えます。ラジオに限らずローカル局を取り巻く状況は非常に厳しいですが、個社の経営努力に加えて、現在の地上放送のメディア価値を関係者の連携した変革によって維持しようとする動きがさらに広がることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p>	
<p>意見 5-2</p> <p>● 国の積極的な取り組みを要望</p>	<p>考え方 5-2</p>
<p>○ 地方局は地域ジャーナリズムや地域の魅力を発信する役割に加えて、自然災害が全国で頻発する中、「命を守る」情報の発信拠点としての役割を地域社会から強く求められるようになっていきます。本案では「AM放送のFM転換は民間放送事業者の経営判断により行われるものであることから、国による財政支援は想定していない」としていますが、地域の安全・安心や活性化などの観点から地方局への財政支援が必要と考えます。制度整備を行う際にも地方局の負担軽減につながるような柔軟な対応を期待します。また、FM転換の最大の課題である対応受信機の普及促進活動の実施や実証実験時の聴取者の対応窓口となるコールセンターの運営など円滑かつ確実なFM転換を推進するため、国の積極的な取り組みを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 5-3</p> <p>● 停波案内放送に必要な措置を要望</p>	<p>考え方 5-3</p>
<p>○ 放送局を停波する際の制度上の取扱いはそのとおりですが、実際に放送を行っているラジオ局を停波させるにはさらに聴取者に対する配慮が欠かせないと考えます。</p> <p>○ 具体的には、ポスターなど事前の様々な周知広報活動に加えて、電波を止める前に、技術的に可能</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>

であればですが、「この AM 放送は休止しています。〇〇ラジオは FM〇〇. 〇MHz または radiko でお聞きください」など当該局に合わせたアナウンスを放送する期間を設けた方が良いのではないのでしょうか。いままで聞いていたラジオ放送が突然止まると無用な混乱が生じかねませんので、停波案内放送に必要な制度整備を望みます。地デジ移行の際に停波するアナログ放送では画面スーパーから全面告知画面まで段階を踏んでそのチャンネルで視聴者への周知を行いました。

【北日本放送株式会社】

○ AM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」について、実験にあたって「AM波の停波」を前提とすることに反対します。

理由：

1. 実験中は本放送とは別の音楽や実証実験に関する広報 (FM 波受信機の補填を含む) を繰り返し放送することで、特に中高齢者を中心とした対象者 (実験前の広報でいくら広報しても耳に入れない人は意外と多いと思われる) への周知広報の機会を確保する必要がある。突然 AM 波が聞こえなくなったことを理由とした特殊詐欺の惹起も懸念され、放送局自身による実験中の広報は必要と考える。
2. 1 に関連するが、公職選挙法における政見放送を選挙期間中にヘビーローテーションできる事で政見の広報の一助となる。
3. 災害等緊急放送を実施する際、常に AM 波を送信し続けることで緊急放送への切り替えがよりスムーズとなる。
4. AM 波を停波することでその間隙について近隣外国により当該周波数割り当てが行われ、周波数が乗っ取られる危険性がある。

【個人】

その他

意見 6-1

- 負担の大きい送信設備 (ハード) を国によって保有・運営

考え方 6-1

<p>○ AM送信設備の更新維持、並びにFM転換に伴う設備コストも極めて負担が大きい。安定した放送継続のためには、負担の大きい送信設備（ハード）を国によって保有・運営し、放送事業者は演奏設備・番組制作・編成・営業面（ソフト）を担うというソフト・ハードの分離方式が一つの解決策となり得るものと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 STV ラジオ】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の放送行政の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 6-2</p> <p>● 後の放送事業に関する政策展開に際しては、引き続き関係事業者の実情を踏まえて、意見や要望を十分に汲み上げていただくことを要望</p>	<p>考え方 6-2</p>
<p>○ 民間ラジオ放送事業者は、AM社、FM社、短波社を問わず、厳しい経営環境下に置かれています。とりわけ、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会・経済活動の停滞により、その厳しさはいっそう増えています。</p> <p>○ そうした状況においても、民放ラジオ放送事業者は、地域に密着した情報を発信し、地域社会の文化の維持発展等に寄与し続ける責務があると認識しています。</p> <p>○ 国におかれましては、AMラジオ放送のFM転換等に限らず、今後の放送事業に関する政策展開に際しては、引き続き関係事業者の実情を踏まえて、意見や要望を十分に汲み上げていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の放送行政の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 6-3</p> <p>● コールサインの継承</p>	<p>考え方 6-3</p>
<p>○ FM転換の際に、AM親局及びAM中継局のコールサイン（呼出符号）がFM親局及び中継局に継承されるように制度の整備又は運用をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 6-4</p> <p>● その他</p>	<p>考え方 6-4</p>

○ 提出意見民放連のAMラジオ廃止撤回のために一年前から署名をしてきました。現時点で124人の方に署名を頂いております。署名活動で頂いた意見をまとめてパブリックコメントとして意見したいと思います。

1 AMラジオの維持費用のひっ迫を企業スポンサーだけに頼るのではなく、リスナーからも支援出来る仕組みを作ってほしいです。各ラジオ局で行われる催しの動員数から鑑みても、リスナーによる支援は大きいものになると推測します。公共性というハードルはありますが、公共性が足かせになって資金を確保出来なくなる事は本末転倒と言えるのではないのでしょうか。

広く支援を集められるクラウドファンディングの活用や民放連による基金設立など。2と重なる部分ですが、ライフラインとしての役割や公共性を鑑みて政府に支援を求める事も積極的に行ってほしいです。

2 災害時のライフラインとして、AMラジオが聞けなくなる事への不安。

ワイドFMが入らない地域への対策情報が一般に告知されておらず、不安を抱く方が多くおられます。災害時しかラジオを聞かない方々の多くにワイドFMへの移行の周知も伝わっていないように感じます。「病院ではAMしか入らなかった」との意見も頂いています。

個人的にはコロナウィルスで、唯一のAMラジオ局となるNHKでクラスターなどが起こり放送が困難になった場合などの対応はどうしていくのか？という疑問点もあります。AM局が一局だけでワイドFMとの補完を果たせるのでしょうか？

3 2と重なる部分がありますが、AMラジオしか入らない地域で長年間かれてきたリスナーがワイドFM移行に対応出来ずにラジオ離れが進む懸念する意見を頂いております。

以上の意見をパブリックコメントとします。この意見でラジオリスナーさん達のラジオ環境がよくなるよう、災害時の不安が払拭されるように願います。

【個人】

頂いた御意見は、今後の実証実験の検討に当たって、参考とさせていただきます。

○ 現在行われているFM補完放送は当地に置いて完全に受信できるわけではない（安定して受信するには外部アンテナが必要である）。よって現行よりも大きな出が求められる。

また周波数帯は 90-108MHz の旧 FM ワイドバンド受信装置 (90-108MHz、旧 TV 放送受信可能受信機) に合わせて広げるべきだ。

なお、大規模災害時に、より簡易に受信可能で、特に夜間は遠距離局も受信可能な AM 局は無くすべきではないと考える。少なくとも NHK は AM 局に残留し、BS や FM 曲を削減・廃止するのが妥当だと考える (実験局としての使命を終えているため)。

【個人】

○ AM 送信所をいかに維持するか、という観点から意見を出したいと思います。

まず AM 親局や中継局の増力がどこまで出来るのかの実証実験をしてほしい。

中継局の数が減れば維持費や改修費用も抑えられる。(中継局の削減)

また以前も総務省に意見を出したが、複数の民放 AM 局がある地域は送信所を一箇所に集約する事で維持費や改修費用の負担を分散できると思う。

中継局レベルではもうやっている (在阪京都中継局等) が、親局レベルの出力での 2 波共用、3 波共用の実証実験もやってほしい。

中継局の設備共用は NHK ラジオとのものが進んでいるので、中継局改修を機にこれを進めるのも手だと思う。

経営面からは、やはり隣接県や複数県の局の合併を認め、県を超えた放送を全国に認めるべきだと思います。

長崎・佐賀や京都・滋賀は違う経緯からですが、1 社が 2 (府) 県に跨る放送を行なっています。

例えば佐賀単体、滋賀単体では経営は成り立っていなかったでしょう。

また AM 局と FM 局の合併も許可する事で維持できる可能性は広がると思います。

【個人】

○ 「108MHz まで FM 放送で用いる可能性がある」ことを、いち早く表明すべき (V-Low マルチメディア放送の跡地利用と同期させて議論すべき)。

FM 補完放送の目的の一つである「AM 放送の都市部での難聴の解消」は、NHK ラジオ第 1・第 2 に関

しても、必要性は同じである。むしろ公共放送という位置づけからして、防災などの面からは対応が優先されるべきとも言える。その場合、NHKのFM補完放送用として、あるいは、民放AM放送局のさらなるFM化によっては、このさき放送波（現76～95MHz）が不足することもありうる。

一方、近年95～108MHzはV-Lowマルチメディア放送（i-dio、含ガードバンド）に用いられてきたが、経営難ゆえのサービスの終了によって、「すでに周波数が空いている」状態にある（ただし喜多方・焼津・加古川の3市周辺を除く）。

よってこれらの現実を鑑みれば、将来において「上限108MHzまでをFM補完放送に用いる可能性」がないわけではない。かくなる状況下、FM放送の受信機として、「95MHzまで」「108MHzまで」の2段階で普及・展開を図るのは非効率である。そこで、「将来108MHzまでFM放送で用いる可能性がある」ことを総務省としていち早く表明し、その可能性にあらかじめ備えた「108MHzまでの受信機の製造および普及」を、一気に目指すべきである。もし結果として従来どおりの「95MHzまで」の利用に留まったとしても、「108MHzまでの受信機」の受信範囲に収まっていることから、大きな問題を生じることはない。

【個人】

- 私はラジオを愛好する一個人です。今般の所謂「転換等」の計画について、広く一般の意見を募集されることなので、一人の受信者としての立場からの見方を提出したいと思います。
かかる「転換等」の計画が立てられること背景には、近年推進された通称「ワイドFM」の広がりがあると思います。ワイドFMの周知に当たっては、FMはAMより雑音が入りにくいといった点が強調されているのを見ます。
しかし、実際にラジオ放送を受信していて、FMが雑音に強いという実感は全くありません。AMであれFMであれ、便利なものが増えるほど受信環境は悪化しています。電子機器等が放射する雑音の周波数が、中波にかかれば中波AM放送が、VHFに被ればFMが影響を受けるだけです。また、たとえ雑音源がなくても、電波状況によって入る雑音は避けられません。
このようなアナログ放送では、いくら音が良いと言っても、デジタル音に慣れた層には親しまれに

くく、「転換等」は放送局にとって消極的な避難策にしかならないと考えます。また、デジタル化への展望が開けない状態での「転換等」の推進によって、一層ラジオ産業が衰退しているという印象を宣伝する結果になることや、本命であるべきデジタル化のための体力が失われることを深く危惧します。

雑音耐性を根本的に改善し、放送局の将来への明るい見通しを与えるには、やはりデジタル化をするより他に方法はないものと考えます。

周知のように、現在、世界的にはラジオのデジタル化が進んでおり、その普及を前提としてこそ、AM 放送の停止が進められてもいます。このため、わが国に於いてデジタルラジオを再度立ち上げるには、海外である程度推進された規格を導入することが合理的かつ有利であり、その中では Digital Radio Mondiale (DRM) 方式が好適であると考えます。

その理由としては、次の三点が挙げられます。

- 1) 欧州 DAB 系方式と違い、新たに帯域を確保する必要がない。
- 2) 米国 IBOC 方式と違い、特定の米企業に権利料を支払う必要がない。
- 3) 日本 ISDB 系方式と異なり、送信や受信に要する装置の製品化がすでに始まり、国際的な普及が見込まれる。

DRM 方式のデジタル放送は、次の三点から導入を始めることができると考えます。

- 1) 中波帯では「転換等」によって空く周波数。
- 2) V-Low の空き地となっている 95 から 108MHz の間。
- 3) 短波帯では NHK とラジオ NIKKEI が持っている周波数。

ラジオのデジタル化が進めば、インターネットのストリーミング等に対する競争力が高まり、若年層に浸透する可能性が広がり、送信所の維持更新にかかる費用を圧縮でき、放送局が新たな資本を獲得する機会を増やすこともできるものと考えます。

今デジタル化でこれ以上の遅れを取れば、ラジオ放送に致命的な影響があらうことを憂慮します。

「転換等」の計画が立てられる機会に、並行してデジタル化が再び推進されることを望みます。御

賢慮があるものと期待します。

【個人】

○ AM 放送の停波を伴う実証実験について、下記の点について疑問があり、反対したいと思います

(1)の②について

>大きな問題が継続して起きていなければ、実証実験後もそのまま AM 放送を停波することとする上記の通り書いてありますが、実証実験後は即時に AM 波を復帰させるべきである、と考えます理由として、「周波数の防衛」が第 1 に挙げられます

現行の AM 放送の周波数をそのまま放送終了にしてしまった場合、他国に放送用周波数を奪われてしまい、最悪の事態として、スパイ放送等の電波が簡単に流入してしまう事があり得るのではないのでしょうか

また、本来の趣旨としては、「AM 放送の難聴地域に対する補完放送である」筈にも拘わらず、FM 放送への転換を安易に認めてしまつては、本旨から外れてしまつていてと考えます

「補完」の意味を今一度、国や放送事業者の皆様にも考えて頂きたいと思います

上記の「周波数防衛」と「FM 補完放送の本来の趣旨」の 2 点を鑑み、AM 放送の停波を伴う実証実験は行うべきではない、と具申致します

【個人】

○ 実証実験については 2023 年では時期尚早と考えます。

理由としては

1) 現在市場に 90MHz 超が受信できる受信機は、個人的にはそんなに増えていないと思いますし、ダイレクト選局型では操作は容易ですが、アナログダイヤル (VFO 方式も SDR のポテンションメータ式も同様) 式でのチューニング操作が 76~90MHz は容易 (FM 放送局が少ない) でも 90~95MHz では範囲が狭く、中波帯の 0.5~1.6MHz のチューニング操作に比べ難しいと思われるので、ダイレクト選局型受信機が相当数出回ってから判断されるほうが良いです。

2) トンネル内再放送がFM放送に殆ど対応していないので、実証実験を行う該当地域のトンネル再放送を有している道路管理者に設備更新を一時的に押し付けるのではなく、10割補助の補助金（LCXケーブルを敷設するにはトンネル内に長期の交通規制が生じるので回路等の整備も含めて）を交付し、FM放送が再放送できる状態となってから、実証実験を行うことが大事かと思いません。

なおFM放送は多重で放送されているので、復調し再送信する際に多重再放送を実施するには高価な設備が必要なのと、さらに事故発生時の割り込み放送が一部トンネルで実施されている周波数変換を行わない、直接増幅方式だと複雑な設備となるので、再放送に際し多重要件を外しモノラルで可能とするように放送局を指導して欲しいです。

3) 経営が苦しい中波放送局は、FM放送への転換に維持経費の安さに飛びついてしまい、実証実験で大多数が問題無いと判断があったら、FMへ移行してしまうのですが、地形的に入り組んで、中波なら回折波で聞こえた地域が、超短波では届かないことが、アナログTVのデジタル化でVHFでは視聴出来た地域がUHFだと視聴できず、中継局増設などの対策が必要になり、果たして超短波への移行が良いとは一元的に言えるのでしょうか？

○ あと実証実験の意見では無いですが、中波帯のAM放送はNHKが第1、第2を統合して民放がQRVしてもQRVするとなっていますが、第1と第2ではコンテンツが違い、とどのところ縮小となってしまいますので、これも再考できる機会があれば、再考をお願いします。

○ これから更にネットが普及して、TVは消えてもいいけど、ラジオは存続してほしいですね。特に中波AM放送は電波技術の基本として残してほしいですね。ゲルマラジオでFM放送を聴取は難しいですから。

【個人】